

商法施行法

商法施行法

- 一、商法改正以前に於ける取引と雖も裁判の手續に關しては裁判の當時現に行はるる所の法規に従ふ可きものとす (一六號、八頁、東京控決)
- 二、商法施行法第三十八條第二項に破産宣告の決定に對して即時抗告を爲すことを得る旨規定しあるも該抗告手續は民事訴訟法の規定に従ふべきものなるを以て其審理手續も又同法の規定に従ふべきものとす (二〇號、九頁、三四、東京控決)
- 三、音渡したる破産決定に對する抗告は商法施行法第三十八條舊商法施行例第二十四條に依り其音渡の日の翌日より起算して七日の期間内に提起せざるべからず (八四號、二六頁、三五、三七、大判)
- 四、商法施行法第九十四條は同法第九十三條の例外を規定したるものなれば第九十三條に適合する場合と雖も其行爲の以て設置條例改正以前に生じ且つ設置鐵道株式會社に關するものにして同時に九十四條に適合するに於ては特別規定たる九十四條に依り舊商法を適用すべきものとす (九二號、二五頁、三五、五二、六、大判刑部事)
- 五、商法施行前に商號の登記を爲したるものにして商法施行後六ヶ月内に更に其商號を登記せざるも商號は絕對に無効となるものにあらず (九五號、四頁、三五、六、二一、東京地判)
- 六、商法施行法第三十八條第三項に所謂口頭辯論は民事訴訟法に所謂口頭辯論と同一義にして公開すべき對審の辯論を指稱するものにして從て公開せざる口頭辯論を爲したる破産宣告の決定は違法なりとす (二八三號、九頁、三八、四一、八、東京控決)
- 七、假令民法並に商法施行前に於て商行爲に因り生じたる債權と雖も商法施行法第三十七條に依り民法施行法第三十條及第三十一條を準用せられたる結果其債權は同法施行の日より起算し五ヶ年を経過すると同時に時効に因りて消滅すべきものとす (四一〇號、八頁、三九、一一、大阪區判)
- 八、商法施行前の設立に係る合資會社の商法施行後に於て解散せる場合の清算は依然舊商法の適用を受くるものとす (四四三號、二頁、四〇、七、一〇、長崎控決)
- 九、商法施行法第七十七條は明治十年第六十六號布告利息制限法第五條の規定を商事に適用せざるが故に商事契約の履行期限後に於ける損害金として利息制限法を超過する利率を以て補償すべきことの契約は有效なり (四四三號、九頁、四〇、六、二六、大判)

舊商法

- 一、約束手形の振出人が手形面に其當票預金の取引ある銀行を掲げ所持人に對し其銀行に於て手形金の支拂を爲す可き旨の記載を爲すも舊商法第七百七條に所謂重要ならざる附記と看するを相當とす (八號、八頁、三三、九、六、東京地判)
- 二、舊商法第七百八十一條に據れば拒證書作成の翌日は即ち償還請求通知の日なるが故に若し此日にして日曜日になるときは商法第三百一十一條に依り其翌日を以て該通知の期日とす (六號、六頁、東京控決)
- 三、舊商法施行當時に在りては指圖式の手形に受取人の氏名を記載せずして振出したる場合には手形上の要件を缺くを以て無効とす (二七號、一〇頁、東京控判)
- 四、舊商法手形に關する規定中數人同一の手形を振出すことを禁じたるもの無きに因り假令數人の振出したる手形と雖も有效のものとする (二三號、一三頁、大判)
- 五、舊商法に謂ふ振出の場所とは市町村等一定の區域を示すものにして其區域内に在る區町字若しくは番號を指すものに非らず (二三號、一三頁、大判)
- 六、約束手形の第一裏書には裏書の年月日被裏書人の記載及び裏書人の署名捺印あるも其場合の記載無きを以て舊商法第八十五條に依り約束手形に適用すべき同第七百二十三條の要件の一を缺くを以て該裏書は效力を有せず從て其後に裏書を以て讓受けたる者は同法第七百三十二條前段の規定に依り手形上の權利を行ふことを得ざるものとす (三五號、五頁、東京控判)
- 七、船舶所有者の責任は船舶の保險金に及ぶものとす (四五號、二五頁、三四、五、七、大判)
- 八、舊商法第六百四十條及八百五十八條第一項の規定は保險金は保險の目的物に代る可きものにして彼此同視す可きものとす (四五號、二五頁、三四、五、七、大判)
- 九、舊商法中株式會社の規定に依り清算を爲すべき場合には元來會社の殘餘財産は金錢を以て分配すべきものにして假令株主總會に於て金錢に非らざる物を以て分配すべき決議を爲したる時と雖も株主は之を受取るの義務無きものとす (四七號、一九頁、大阪地判)
- 一〇、拒證書作成を免除したる約束手形の償還請求通知期日は舊商法第七百八十一條に由るべきものにあらず故に所持人が支拂期日より數日を経過請求を爲すも不適法にあらず (四九號、九頁、名古屋地判)
- 一一、舊商法第七百八十三條に依る通知の期限は同法中一も規定する處無きを以て支拂期日より數日を経過したる後に於て償還請求の通知を爲すも不適法にあらず (四九號、九頁、名古屋地判)
- 一二、約束手形の振出人なるものは爲替手形の引受人に相當し所持人に對し何時にても手形面の金額を支拂ふ義務を有するものなれば舊商法第七百七十八條第八百十五條に依り約束手形の振出人に對し爲替權利を保全するには満期日に於ける呈示及拒證書の作成を要せず然らば約束手形の振出人は爲替手形の振出人の如く所持人に對し拒證書作成義務を免除する權能無きものなれば約束手形に於ける振出人の拒證書作成義務免除の記載は法律上何等の效力無きこと明白なり而して所持人が裏書讓渡人に對する權利は
- 償還權なれば所持人に於て此手形上の權利を保全せんとせば舊商法の規定に依り満期日に支拂の爲め呈示し若し支拂はざるときは満期日の次の業日支拂拒證書を作り其翌日其通知及償還請求の通知を爲さるべからざるものとす (四九號、一〇頁、名古屋地判)
- 一三、約束手形に拒證書作成義務免除の記載ある場合に償還請求権を行ふには舊商法第八百十五條第七百六十七條の規定に従ひ拒證書を作成し其作成を償還請求者に通知することを要せずと雖も其請求を爲すの通知は商法施行法第一條舊商法第八百十五條第七百八十一條に照し償還請求権を行ふに付必要の行爲なりとす而して拒證書作成免除の場合に於ける請求通知の期日は法文に明定せずと雖も一度支拂の拒絶あるや償還義務者は期間の定めなく何時たりとも請求の通知を受く可きものとするは權利關係の確定を敏速ならしめんとする手形の原理に反するものなるを以て拒證書作成を免除せざる場合に於ける請求通知期日の規定を準用し支拂拒絶の次の業日即ち支拂拒絶證書作成日の翌日に請求通知を被請求者に發するにあらざれば償還請求権を喪失するものとす (四九號、一三頁、名古屋控判)
- 一四、舊商法第八十條に所謂無効なる場合は法律に違反したる行爲なりと雖も法律の禁制に違反したる行爲に因りて爲したる給付は必ずしも取戻し得べからざるものにあらず其取戻し得べからざる給付は其行爲の性質として當然離脱なる場合ならざるべからず (五號、一一頁、三三、五、二四、大判)
- 一五、舊商法第二百三十七條の規定は株主が隨意に株式を讓渡移轉することを禁じたるものにして清算の

舊商法

舊 商 法

- 目的の爲めにする競買を禁ずるの法意にあらず
(七七號、六頁、三四、大阪控判)
- 一六、商法施行前に設立の登記を爲したる會社の社名は假令商號登記簿に登記無きも商號專用權無しと云ふことを得ず
(八〇號、一一頁、三五、二、三、東京地判)
- 一七、舊商法第八十條は登記前に於ける株式は讓渡の目的物と爲し得ざる旨を規定したるに止まり讓渡行爲自體を禁止したるものにあらず
(八一號、二七頁、三四、二、二〇、大判)
- 一八、舊商法に於て株式會社の發起人が目論見書及假定款を作成するは會社設立の準備事項にして發起人の之に對する責任は會社設立以前に在り故に目論見書及假定款が創業總會の承認を経て會社設立せらるるときは即ち會社の目論見書及定款となり權義の關係は解消に歸するものとす
(八四號、四頁、三五、四、一一、東京控判)
- 一九、舊商法第九十條に取締役の更迭は其毎に登記を受くべしとあるは其毎に直に登記を受くべしとの意にあらずして其登記に付ては何等の期間無きものと解釋するを相當とす
(九九號、七頁、三五、四、四、大阪控決)
- 二〇、舊商法第六十九條に依れば株式會社が支店を設置し又は廢止したる場合に於ては其所在地に於て登記せざるべからず然れども出張店は支店と異なり本店の一部を行ふ場所にして獨立の營業所にあらざるを以て支店に關する規定を之に適用することを得ず
(九九號、九頁、三五、四、四、大阪控決)

非訟事件手續法

第一編 總則

- 一、非訟事件手續法第十八條の法意は裁判の内容に包含せられたる人に告知するに非ざれば其人に對し裁判の效力を發生せざるものとす
(九號、八頁、東京控判)
- 二、親族會の招集及選定の決定に關する不照に付ては非訟事件手續法に依り抗告することを得るのみにして民法第九百五十一條に依り直に訴を爲すことを得ざるものとす
(二二號、八頁、東京地判)
- 三、非訟事件手續法第二十二條第一項に即時抗告の期間は裁判の效力を生じたる時より起算すべきものにして該期間計算方法は同法第十條民訴百六十五條に依り初日を算入せざるものとす
(四號、九頁、東京控決)
- 四、非訟事件手續法第七條には特に民事訴訟法第六十四條の規定を準用す可き旨を掲げたるに不拘同法第七十條を準用せざりし點より推考するとき非訟事件に於ける代理人欠缺は之れが補正追完を許さざるものとす
(二五號、一〇頁、三三、一一、二、東京控決)
- 五、非訟事件に付ては忌避の法規存せざるを以て忌避の申請は許さず
(六四號、二三頁、東京地決)
- 六、非訟事件手續法第二十四條に依る抗告は第一抗告裁判所の裁判に對して一回限り許さるるに止まるものなり
(八七號、二六頁、三五、四、二五、大判)
- 七、検査役増加選任の決定は前検査役選任の決定を變更する結果を生ずるものなれば非訟事件手續法第十

- 九條第三項に依り裁判を爲したる裁判所に於て之を變更することを得べきにあらず
(九七號、九頁、三五、七、一〇、東京地決)
- 八、數人が共同して一の申請書に依り一の申請を爲したる場合と雖も各人は獨立して自由に進退を爲し得るものなるが故に申請人の幾部か他の申請人に計らず爲したる申請取下は有效なり
(一一三號、一〇頁、三五、一〇、三〇、東京控決)
- 九、非訟事件に於ては裁判所は職權を以て證據調を爲すべきものなるを以て必要と認めざるものは一旦決定を爲したる後も之を取消し得るものとす
(二七九號、一〇頁、三八、四、二六、東京控判)
- 一〇、株式會社の資本減少の登記は總取締役及び總監査役の申請に因りて之を爲すものにして此場合に於ては總取締役及總監査役が申請人にして會社は申請人にあらず而して該申請を却下したる決定に對しては申請人に限り即時抗告を申立て得べきものなれば會社より爲したる抗告は不合法なりとす
(二八八號、九頁、三八、六、六、東京地決)
- 一一、非訟事件に於ては判事が偏頗の裁判を爲す恐れありとの事由に由りて之を忌避することを得ず
(二九九號、七頁、三八、六、一三、大阪控決)
- 一二、非訟事件手續法第五條裁判所職員の除斥に關する規定中には忌避をも包含するものとす
(二九三號、一六頁、大判)
- 一三、非訟事件の審問を公行せざりしや否やは必ずしも審問調書に明記することを要するものにあらず
(三五七號、一八頁、三九、五、八、大決)
- 一四、非訟事件手續法第十條に所謂取消の本意は裁判が取消されたるが爲めに裁判に從つて爲したる一切

- の行爲を其の適法なると否とに拘はらず全然無効に歸せしむるものにあらず
(三六四號、一二頁、三九、五、三一、大判)
 - 一五、非訟事件手續法に所謂期間は同法中に規定したる期間に限り適用すべきものにして民法に規定する期間に適用すべきものにあらずるを以て民法上の法人登記期間に關しては里程の距離に應ずる伸張期間を與ふべきものにあらず
(三二五號、九頁、三八、一一、一九、東京控決)
- 第二編 民事非訟事件
- 第一章 法人に關する事件
 - 第二章 財産の管理に關する事件
 - 第三章 裁判上の代位に關する事件
 - 第四章 保存、供託、保管及び鑑定に關する事件
 - 第五章 隱居、廢家、子の懲戒、家督相續人及び親族會に關する事件
- 一、廢家許可の申請は戸主權の行使にあらざるを以て親權を行ふ父又は母は未成年の戸主に代はり申請を爲すことを得ず
(二四〇號、六頁、三七、一〇、東京控決)

非訟事件手續法 第一編 總則 第二編 民事非訟事件 第一章 法人に關する事件 第二章 財産の管理に關する事件 第三章 裁判上の代位に關する事件 第四章 保存、供託、保管及び鑑定に關する事件 第五章 隱居、廢家、子の懲戒、家督相續人及び親族會に關する事件

非訟事件手続法 第二編 第六章 相続の承認及び放棄に関する事件 第七節 遺言の承認及び執行 第八章 法人及び夫婦財産契約の登記

第六章 相続の承認及び放棄に関する事件

第七章 遺言の承認及び執行

一、遺言の検認なるものは公證人が記載したるものを除く外遺言が法律上の方法を履踐せるや否やの事實を調査し之れが結果を調査に記載し置くに止むべきものにして遺言書の適法なりや否やに付裁判を爲すべきものにあらず

第八章 法人及び夫婦財産契約の登記

登記

一、非訟事件手続法第二百一十一條第一項の登記は理事全員の申請を要せず其内の一名にても之を爲し得る律意なりとす

第三編 商事非訟事件

第一章 會社及び競賣に關する事件

第二章 會社の清算人の選任及び解任

一、會社設立登記申請書に添付すべき定款なるものは必ず發起人の作成したるものなる事を要す

第三章 商業登記

第一節 通則

第二節 商號の登記

第三節 未成年者、妻及び後見人の登記

第四節 支配人及び會社の清算人の登記

第五節 合名會社及び合資會社の登記

第六節 株式會社の登記

第七節 株式合資會社の登記

第八節 外國會社の登記

一、會社設立登記申請書に添付すべき定款なるものは必ず發起人の作成したるものなる事を要す

二、取締役變更登記の申請は抗告會社にて定まりたる縮取役員より之を爲さざるべからず而して取締役が辭任したるときは遅滞無く其補欠選任の手續を爲し而して後一定の取締役役員より其變更登記を申請せざるべからず

三、會社の資本増減又は社債の登記及び會社解散又は合併に關する變更登記の申請は會社の總取締役及監査役より之を爲すべきことを非訟事件手続法に依り規定せり故に會社の機關として爲したる取締役の登記申請は不適法なり

一、一三一號、二二頁、三六、神戸地判
二、二九四號、二〇頁、三八、京都區判
三、三五七號、二五頁、判例批評、三六一號、二二頁、三九、六、一四、大判、四四五號、八頁、四〇、七、八、長崎地判、二七九號、五頁、大阪地判、三五六號、九頁、三九、五、七、長崎地判、二八六號、二頁、海峽判例批評二八八號、二〇頁、名古屋地判
四、商法第五百五十三條に所謂競賣とは競賣法に據る競賣のみを指したるものなれば會社が失権株主の株式を競賣法に依らずして賣却処分を爲したるときは法律上無効なり

競賣法 第一章 通則

一、第一抵當權者が其抵當權を實行し目的たる不動産が競賣に付せられたるときは其不動産の上に存する第二以下の抵當權は消滅するものとす

(八九號、五頁、三五、五、東京地判)

二、抵當權の負擔ある土地に付き設定したる地上権は抵當權實行の結果其土地を競賣に付したるときは當然消滅に至るは勿論なりと雖も抵當權實行前に於ては固より其地上権の有効なるを失はざれば抵當權者は明りに之れが取消を請求するを得ざるものとす

(一一〇號、四頁、三五、一一、一五、東京地判)

三、抵當不動産に對し地上権を設定したる場合に於ては抵當權實行の結果競賣に至るときは地上権は當然消滅に歸すべきものとす

(四七三號、四頁、四〇、一一、二七、東京地判)

四、抵當權設定登記後に設定したる地上権と雖も競賣により消滅すべきものにあらず

(四二六號、二頁、玉澤庄次郎氏東京地判批評)

第二章 不動産の競賣

一、記名の株式は動産にあらずが故に該株式を目的とする債權の實行は競賣法に依りて之を爲すべきものにあらざる競賣法の適用を受くるは動産不動産に限る記名の株式は其範圍外に屬す

(一六七號、一〇頁、三六、一〇、八、東京地判)

二、商法第五百五十三條第三項の株式競賣を爲すには競賣法によるの限りにあらず

(二八三號、六頁、三八、東京地判)

一、一三一號、二二頁、三六、神戸地判
二、二九四號、二〇頁、三八、京都區判
三、三五七號、二五頁、判例批評、三六一號、二二頁、三九、六、一四、大判、四四五號、八頁、四〇、七、八、長崎地判、二七九號、五頁、大阪地判、三五六號、九頁、三九、五、七、長崎地判、二八六號、二頁、海峽判例批評二八八號、二〇頁、名古屋地判
四、商法第五百五十三條に所謂競賣とは競賣法に據る競賣のみを指したるものなれば會社が失権株主の株式を競賣法に依らずして賣却処分を爲したるときは法律上無効なり

(四二九號、一一頁、四〇、二二、五、大阪地判)

五、記名株式の競賣は競賣法によるべきものとす

(三六〇號、二三頁、三九、六、一六、大判)

六、執達吏が競賣法の規定に依り正當權利者の委任に因りて競賣を爲したる場合に於ては假令同法に定めたる方式に拘束せず例之競賣調書に記載すべき事項を適式に記載せず若くは各別に競賣すべき目的物を併合して競賣したるが如き不適式の行爲ありと雖も利害關係人は同法第十九條の規定に従ひ異議を主張するにあらざれば異日其不適式の事實を理由として競賣の效力を否認することを得ざるものと謂はざるを得ず

(四四二號、一〇頁、四〇、六、二七、大判)

五、競賣手續に關する執達吏の處分に對する不服は運

くとも該競賣の完結に至るまでに其執達吏所屬の區裁判所に異議申立の方法に依りて之を主張し得るに過ぎずされば競賣完結後に於ては競賣公告の記載事

項に違法の點ありと云ふが如き理由に依り競賣の効力を否認することを得ざるものとす

(四二九號、一一頁、四〇、二二、五、大阪地判)

三、競賣期日を競賣手續の利害關係人に通知せざるべからざるは競賣法第二十七條第二項の規定する處なりと雖も賣却條件にあらざることを明かなるを以て從て通知なきを理由として民事訴訟法第六百七十二條第三號に則り競賣許可に付異議を申立つべきものにあらず

(五一號、九頁、東京地判)

四、競賣法の規定に依る競賣期日通知は單に通知に止まり裁判に非ざるを以て之に對し抗告を爲し得べき限りに非ず

(四二號、一二頁、三四、六、三、東京地判)

五、競賣法に依る競賣事件は其性質非訟事件なるを以て非訟事件手続法第一條に從ひ競賣法に規定せざる事項に付ては非訟事件手続法の規定を適用すべきも

(四二號、一二頁、三四、六、三、東京地判)

項に違法の點ありと云ふが如き理由に依り競賣の効力を否認することを得ざるものとす

(四二九號、一一頁、四〇、二二、五、大阪地判)

三、競賣期日を競賣手續の利害關係人に通知せざるべからざるは競賣法第二十七條第二項の規定する處なりと雖も賣却條件にあらざることを明かなるを以て從て通知なきを理由として民事訴訟法第六百七十二條第三號に則り競賣許可に付異議を申立つべきものにあらず

(五一號、九頁、東京地判)

四、競賣法の規定に依る競賣期日通知は單に通知に止まり裁判に非ざるを以て之に對し抗告を爲し得べき限りに非ず

(四二號、一二頁、三四、六、三、東京地判)

五、競賣法に依る競賣事件は其性質非訟事件なるを以て非訟事件手続法第一條に從ひ競賣法に規定せざる事項に付ては非訟事件手続法の規定を適用すべきも

(四二號、一二頁、三四、六、三、東京地判)

判 決 要 録

競賣法 第三章 不動産の競賣

のとき
 (五二號、九頁、三四、八、二八、東京地決)
 六、競賣法に因る競賣は競賣法第十八條第十九條の規定の外他に停止處分に出づべき途なきものと爲ざるを得ざるものなるを以て從て假處分に依て競賣停止を命ずることは法律上許すべからざることに屬す
 (五一號、一〇頁、東京地判)
 七、競賣法に依る競賣に付き基本たる權利に争あるときは裁判所は競賣法及び非訟事件手続法に依り事實の審査を爲し權利の有無を判断し申請し對し相當の裁判を爲さざるべからざるを以て訴訟事件と非訟事件の區別を爲すは正當ならず
 (六一號、九頁、三四、一〇、二九、東京地決)
 八、競賣法に依る競賣は一の非訟事件なりと雖も申請人が競賣を中立て得べき權利を有するや否やに關し裁判所は非訟事件なるが故に其取調を爲すことを得ずとの法理なきにより裁判所は申請人が有する權利の實體に付取調を爲し權利ありと認めたる上開始決定を爲すべきものとす
 (六三號、一〇頁、三四、一〇、三一、東京地決)
 九、競賣法に依る競賣開始決定に對する抗告は即時抗告にあらざるを以て即時抗告として七日の不變期間内にせざる抗告は不當なりとの決定は當を得たるものにあらず
 (六五號、八頁、三四、一一、二五、大阪控決)
 一〇、競賣法に依る不動産競賣と雖も競賣停止手續に關しては民事訴訟法の規定に依り假處分を以て競賣停止を爲すことを得るものとす
 (七一號、一二頁、三五、一、一四、東京控決)
 一一、競賣法に依る競賣申立に付ては其中立人が果して競賣申立の權利あるものなるや否やの點に付争あるときは裁判所は之を調査する權利あるは勿論なるを以て競賣を許すは單に其争無き場合のみ限るものにあらず
 (七一號、一三頁、三四、一二、二三、東京控判)
 一二、競賣法に據る競賣開始決定に對して抗告を許すも異議の申立を許すの法文なし
 (七一號、一三頁、三四、一二、二三、東京控判)
 一三、債務者死亡して相続人不明ならざるるときは相続財産は法人となるを以て利害關係人は法人の管理人の選任を請求し之に對し抵當權の實行を爲すことを得べし
 (一〇五號、二九頁、法金貸付答)
 一四、一旦裁判所に繼續したる競賣事件の進行は事件申立人より取下を爲さざる限りは裁判所の職權に屬するものなれば總令競賣申立人及び被申立人の合意を以て競賣期日の變更を申請することあるも裁判所は之を聽許せざるべからざるものにあらず
 (七五號、一〇頁、三五、一、三一、東京控決)
 一五、抵當權設定後に取得したる永小作權は抵當權實行の爲め競賣を爲すときは之れと同時に消滅するものなるを以て競賣人は其永小作權消滅の状態に於て之れが所有權を取得すべきものなり
 (一〇六號、七頁、三五、七、一〇、東京控判)
 一六、抵當の目的物として登記したる家と競賣の目的物たる家屋と建坪に於て相違あるも他の點に於て其同一物なること明なる以上は之れに對する競賣開始決定は不當にあらず
 (一〇七號、七頁、三五、九、一三、東京地決)
 一七、競賣法に基き競賣開始決定を爲すには民事訴訟法に於ける競賣と異なり競賣の原因たる債權の額を確定するを要せず
 (一一三號、七頁、三五、一〇、三一、東京控決)
 (四三五號、一八頁、四〇、六、二四、長崎控決)
 一八、競賣法に因る不動産の競賣は其基本たる權利に争ある場合には之を許すべきものにあらずと斷定するを得ず裁判所が競賣申立人の權利に付き相當の調査を爲し申立人が競賣を爲すべき權利を有することを認めたるときは債務者に於て之を争ふも競賣を爲すことを得るものとす
 (一一九號、一一頁、三五、一一、一七、東京控決)
 一九、競賣法に因る不動産競賣は其基本たる權利に争ある場合と雖も裁判所が競賣申立人の權利に付き相當の調査を爲し申立人が競賣を爲すべき權利を有することを認めたるときは債務者に於て之を争ふも競賣を爲すことを得るものとす
 (一二〇號、一〇頁、三六、二、二三、長崎控判)
 二〇、數個の不動産を競賣に付し其買得金を以て債權を辨濟し強制執行の費用を償ふに足るときは他の不動産に付て競賣を許さざることは民事訴訟法第六百七十五條の規定あるも競賣法には斯かる規定なし故に競賣法に依る競賣は執行裁判所が數個の不動産に對して競賣を許すも不當にあらず
 (一二六號、一四頁、三六、四、二〇、東京控決)
 二一、民法第六百二條の期間を越へたる家屋の貸借にして抵當權の登記後に登記したるものは之を以て抵當權者に對抗するを得ざるが故に該抵當權者が抵當權の實行として競賣法により競賣の申立を爲すとすは其抵當不動産は貸借債の存在せざるものとして競賣に付するものなり從つて競賣許可決定により該不動産を取得するものは亦貸借債の存在せざるもの

判 決 要 録

競賣法 第三章 不動産の競賣

として之れを取得するものなり
 (一四二號、一三頁、三六、五、二二、東京地判)
 (六二號、九頁、東京地判)
 二三、競賣は法律の定めたる手續に從ひ裁判所之行ひ競賣人は裁判所の競賣を許す裁判に因りて競賣物件の所有權を取得するものにして競賣物件の所有者と競賣人との間の法律行為に基き其効力として競賣物件の所有權を取得するものにあらず
 (一七〇號、一一頁、三六、一〇、一七、東京地判)
 二四、何人とも法律の規定若しくは自己の意思に依るの外所有權を他に移轉せらるゝとなし其故に假令抵當に供したる不動産と雖も之を競賣するに當り競賣法の規定により民事訴訟法の規定に從ひ其事由を不動産所有者に告知し之をして關與せしむるにあらざれば競賣人の競賣は適法にあらず
 (一九九號、一五頁、三七、二、二二、大判)
 二五、裁判所が競賣代金を受領し之を受取るべきものに交付するは國家の司法機關として公法上の手續を執行する爲め金品を受領したるものにして債務者又は所有者の代理人たる資格を以て受領したるにあらざり民事上の法律行為に因りて之を受領したるにあらざり故に債權者が裁判所に對し右金額の配當を請求する本訴は司法裁判所の管轄すべきものにあらず
 (二二一號、二四頁、三七、大判)
 二六、競賣法第三十二條に民事訴訟法第六百七十二條第一號強制執行を許すべからざる旨の規定を準用するも其規定には債權者の債權の有無を争ふ場合を包含せざるを以て債權なきを理由として競賣許可決定に對し抗告を申立つることを得ず
 (二二七號、二三頁、三七、大阪控決)
 二七、競賣法に因る不動産競賣に付ては之が關係法規中執行停止を命じ得べき規定存在せざるのみならず此の如きは特に法の明文を俟つにあらざれば許すべきものにあらずるを以て執行停止の申請は許容すべきものにあらず
 (二四〇號、八頁、三七、一〇、東京地判)
 二八、競賣法第二十七條第三項に所謂登記簿に登記したる不動産上の權利者とは不動産に付き物權を有し之を登記したるもの謂にして不動産に關し貸借債の如き債權を有する者は之に包含せざるを以て不動産の賃借人は假令登記を爲すも競賣手續に於ける利害關係人なりと云ふを得ず
 (二六七號、九頁、三八、二、二四、東京控判)
 (三〇〇號、一二頁、三八、八、九、東京控決)
 (三五四號、一一頁、三九、四、五、東京地判)
 二九、抵當權者其權利の實行として競賣の申立を爲し其申立が登記簿に記入せられたる以上は其抵當權の目的物に付き貸借債を爲し其登記を經るも之を以て抵當權者に對抗することを得ざるが故に競賣の結果競賣許可決定により該目的物の所有權を取得したる者に對しても亦其貸借債を以て對抗することを得ざるものとす
 (二八四號、七頁、三八、東京地判)
 三〇、非訟事件手続法により競賣申立に付き裁判を爲すべき裁判所又は破産宣告の申立に付き破産裁判所は其裁判を爲すに必要なる債權の存在に關する申立の當否を調査し其裁判を爲すと雖も其目的尚より債權の存否を確定するが爲めにあらざれば總令該裁判に於て債權の存否を前提として判断する處あるも確定裁判ありたる同一の効力を生ずべきものにあらず從つて其債權の存否を別に争ふの妨と爲ることなし
 (二九四號、一二頁、三八、七、二二、東京控決)
 三一、競賣法に依る不動産競賣手續は競賣手續開始決定の施行なるを以て其決定の効力を生ずるにあらざれば之を爲すことを得ず而して其決定は其裁判を受くるもの即ち債權者債務者不動産所有者に對し裁判所が途達其他相當と認むる方法によりて之を告知して後始めて其効力を生ずるものとす
 (二九九號、八頁、三八、七、三、東京控決)
 三二、競賣法による競賣許可決定は之を言渡すべく該決定は言渡の方法によりて告知すべきものにして又其決定に對しては即時抗告を爲すことを得而して其七日の不變期日は言渡を以て告知されたる日より起算すべきものとす
 (三〇〇號、一二頁、三八、八、九、東京控決)
 三三、不動産に付き競賣開始決定を爲したる場合に競賣法第二十六條により競賣の申立ありたることを登記せしむる所以は競賣の申立ありたることを公示し第三者をして右登記以後に於て物權者若しくは之と同一の効力を生ずべき權利を取得するも之を以て競賣申立人并に競賣人に對抗する事を得ざらしむる趣旨に外ならず
 (三〇〇號、三頁、三八、七、八、東京地決)
 三四、競賣法に於ては債權者間配當を受くべき金額に付異議あるときと雖も裁判所は異議に拘らず之に對し裁判を與ふることなく直ちに配當することを得べく從て異議ある債權者は配當の後に至り他の債權者に對し訴の方法を以て自己の優先權を主張し得べきものとす
 (三〇四號、一〇頁、三八、九、一、東京控決)

判 決 要 録

三五、競賣開始決定の確定時期に付ては法律上別に規定なきを以て少くとも抗告を爲し得る者は競落許可決定の確定まで之に對し抗告を爲し得るものと解釋せざるべからず
 (三〇五號、一〇頁、三八、九、一、東京控決)

三六、競賣法に因る競賣は訴の提起に因る假處分に於て競賣を停止することを得ず
 (三〇七號、六頁、松澤判事説)

三九、競賣法により競賣手續を停止せしむるに於て競賣中立案に競賣手續停止の意思表示を爲すべき旨の假處分命令を求むるより途なきものとす
 (三二八號、二頁、幽芳氏説)

四〇、競賣法による競賣手續を停止せしむるに於て競賣手續を停止する旨の假處分命令を得て之を提出するも競賣を停止することを不得
 (三二八號、二頁、幽芳氏説)

三九、競賣法により競賣手續を停止せしむるに於て競賣中立案に競賣手續停止の意思表示を爲すべき旨の假處分命令を求むるより途なきものとす
 (三二八號、二頁、幽芳氏説)

三九、競賣法により競賣手續を停止せしむるに於て競賣中立案に競賣手續停止の意思表示を爲すべき旨の假處分命令を求むるより途なきものとす
 (三二八號、二頁、幽芳氏説)

三九、競賣法により競賣手續を停止せしむるに於て競賣中立案に競賣手續停止の意思表示を爲すべき旨の假處分命令を求むるより途なきものとす
 (三二八號、二頁、幽芳氏説)

四一、競賣法第二十七條には競賣期日を利害關係人に通知すべき旨の規定あるも其場所を通知すべき規定なければ通知書に場合の記載なしとするも違法にあらず
 (三二七號、一頁、三八、大阪控決)

四二、抵當權實行の爲め競賣の申立ありたる後抵當不動産に對して登記せられたる賃借權は競賣人に對抗することを不得
 (三二五號、一七頁、三八、大判)

四三、不動産の競賣人に對し効力を生ぜざる賃借權が登記簿に登記あるときは競賣人は其登記抹消を請求するの權利あるものとす
 (三二七號、一頁、三八、大阪控決)

四四、抵當權の實行として競賣手續が開始せられたる以上は假令競賣中立案より競賣手續の停止を申出つても競賣裁判所は其中立に罷束せらるゝことなく職權を以て競賣手續を進行すべきものなるを以て假處分を以て既に開始せられたる競賣手續を停止すべき旨の競賣中立案の意思表示に代はるべき裁判を求めんとする假處分の申請は結局何等の利益を有せざる申請にして許すべからざるものとす
 (三三一號、一頁、三八、二、一四、東京地決)

四五、競落許可決定に對する抗告は即時抗告にして其七日の期間に於て提起し得べきものなり
 (三五一號、二頁、三九、大阪控決)

四六、抵當權の實行は其後に處分を禁止せられたる假處分の爲め妨げらるゝものにあらず何んとなれば現狀保持の假處分は物の現狀に付て爲す所のものなれば若し物に或る物權を負擔し居りたるときは其負擔を停止することを不得
 (三二七號、一頁、三八、大阪控決)

付のまゝ之に假處分を爲したるものと看做すことを得ればなり
 (三五九號、一頁、三九、四、二、三、廣島控決)

四七、競賣法による競賣は假令其基本たる債權が争に係るときと雖も之を申立て且つ進行するに於て何等の妨げあるものにあらず
 (三六二號、一七頁、三九、五、二、四、東京控決)

四八、競賣法第二十八條の鑑定人による評價額は競賣の目的たる不動産の最低競賣價格を定むるに付き裁判所が絕對に準據せざるべからざる標準にして裁判所の心證を定むる證據方法にあらず總て其評價の手續は證據調の手續にあらず
 (三六四號、八頁、三九、六、一、九、東京地決)

四九、競賣法に因る不動産の競賣に於る最低競賣價格が競賣中立案の債權に對する不動産上の總ての負擔及手續の費用を辨濟するに於ては剩餘の見込なしとし競賣の申立人に對し七日の期間内に其價格を定め且つ競買人なき場合に於て自ら其價格を以て買受くべき旨の申立を爲し尙ほ充分なる保證を立つるか否らざれば競賣手續を取消すべき旨を通知したるも競賣中立案が何等の申立を爲さざるにより競賣手續を取消し其競賣の申立を却下したる決定は不當なり何んとなれば規定の見べきものなきを以てなり
 (三六七號、二頁、三九、五、三、一、大阪控決)

五〇、競賣開始決定は其後の手續たる競落許可決定の確定によりて其執行を終了するものなれども競落許可決定の確定に至るまでは開始決定の効力に影響を及ぼさざるが故に該決定は消滅することなく隨て其決定に對し抗告を爲し得べきものとす
 (三八一號、九頁、三九、八、五、名古屋控決)

判 決 要 録

五一、競賣手續開始決定に對する抗告期間に付ては何等の定めなきを以て其裁判の執行終了に至るまでは抗告を爲し得べし
 (三八一號、九頁、三九、八、五、名古屋控決)

五二、裁判所が競落代金の支拂及其代金の交付期日を不當に延期したる處分に對する異議に付ては競賣法及其他の法律に何等の之を認めたる規定存せざるを以て其異議の申立は不當なりとす
 (三八七號、二頁、三九、一〇、二、一、大阪地決)

五三、競賣法に依る競落許可決定に對する抗告の事由としては廣く基本たる債權抵當權其者の存在せざることを認容したるものと解釋せざるを得ず
 (四〇三號、三頁、三九、二、一、八、長崎控決)

五四、競賣の日時場所を公告せざることを若くは競賣調書に競賣の日時を記載せざる事實ありたりとするも元來右規定は公益規定にあらざれば斯かる事實を以て直ちに競賣は當然無効なりと云ふを得ず
 (四一八號、一三頁、四〇、三、一、九、大判)

五五、競賣中立案の登記ありたる後に於て競賣の目的たる權利を取得するも之を以て競賣人に對抗することを不得
 (四二二號、五頁、四〇、一、二、三、東京地判)

五六、抵當權者が抵當權の實行に依り競賣の申立を爲し抵當不動産を競賣するに當りては其抵當權設定後に爲されたる地上權は消滅すべきものとす
 (四二四號、五頁、四〇、一、七、東京地判)

五七、抗告裁判所が原裁判所の爲したる競賣開始決定に對する抗告を受理し該決定の當否を審察するに當りては其競賣の申立を爲したる者が果して抵當權を有するや否やを審査するは至要の事項に屬すと雖も其抵當權に依つて擔保せらるゝ所の債權の容積如何

の如きは審査を要すべき至要の事項にあらず
 (四二四號、八頁、四〇、名古屋控決)

五八、抵當權者に於て辨濟其他の事由により消滅せる債權の幾部を控除せず抵當權設定當時の債權額を表示して競賣申立を爲し又裁判所に於て該申請に基き競賣開始決定を爲したりとするも其競賣申立又は競賣開始決定は違法なりと云ふを得ず
 (四三五號、一頁、四〇、六、二、四、長崎控決)

五九、競賣法に於ける競賣は其中立を爲したる債權者に向つてのみ直接の効力を及ぼさるるものなるも民事訴訟法に於ける競賣は其中立を爲したる債權者の外他の共同債權者の爲めにも其効を生ずるものとす民事訴訟法に於ける競賣に在りては一旦或る債權者の申立により其手續進行したるときは取扱の便宜上他の一般債權者より其後の競賣申立あるも第二若くは其以後の申立に付て開始決定を爲さざるものと爲したりと雖も競賣法に於ける競賣に在りては第二若くは其以後の競賣申立に付ても權利の實行上支障なき以上は其中立に應じ競賣開始の決定を爲し其手續の進行を爲さざるべからざるものとす
 (四五五號、七頁、四〇、大阪控決)

六〇、不動産上の權利を證明して競賣法第三十三條第二項の金額の交付を受けんとする申立ありたる時は裁判所は其不動産上の權利證明の十分なりや否やを調査し果して之を正當なりとするときは前示法條の金額の交付を爲すべく否らざる場合に於ては其交付を爲さざるに止むべく特に右申立に對し許否の裁判を爲すべきものにあらず
 (四五七號、五頁、四〇、八、一、九、長崎地決)

六一、競賣法により適法に完結したる所有權と雖も實

體上無効なるに於ては手續完結後と雖も所有權を争ふ餘地あるものとす
 (四五七號、八頁、四〇、九、二、六、大判)

六二、民事訴訟法第六百四十三條第一項第二號乃至第五號は競賣法第二十四條第四項に依り競賣に準用せらるゝものなりと雖も競賣申立の際執行力ある正本を添付すべき旨の規定は準用の範圍外に屬するものとす故に抵當權設定の證書を添付せざる競賣申立は違法にあらず
 (四五〇號、七頁、四〇、八、九、大阪控決)

六三、競賣申請の委任は書面として記録に添付せざるべからざるものにあらず
 (四七二號、三頁、四一、大阪控決)

第四章 船舶の競賣

第五章 増價競賣

一、民法第三百八十四條第三項は増價競賣の請求を爲したるときは其債權者に於て不足の擔保を供すべき義務あることを規定したるに止まり之が提供の時期を定めたるものにあらず其時期に付ては競賣法の規定により推測し競賣請求の途途ありたる日より三日内に競賣申立及擔保認許の請求と同時に執行裁判所に提出すれば可なり
 (三八六號、八頁、三九、九、大阪控決)

二、競賣法第四十一條により競賣申立書に掲ぐべき債務者とは抵當權の實行を受ける債務者を指稱し而して抵當權者が連帶債務者中の一人に對し抵當權の實行を爲さんと欲する場合に於ては他の連帶債務者を競賣申立書に記載するの要なきに依り縱しや申立書

競買法 第五章 増價 競買

に他の連帯者の氏名を記載せざりしとするも之を以て不適法なりと論ずるを得ず
 (四一〇號、一一頁、三九、一二、大阪控決)
 三、増價競買の公告には増價競買の申立に因りて競買を爲す旨及び請求者の定めたる増價金額を記載することヲ要す
 (四二〇號、九頁、四〇、二、四、大津地決)

戸籍法

第一章 戸籍吏及び戸籍役場

第二章 身分登記簿

第三章 登記手續

第四章 身分に関する届出

第一節 通則

一、代署事由の附記なき隠居届と雖とも之を無効とする規定なきを以て隠居届出は有效なり
 (二〇三號、二頁、三七、東京地判)
 二、戸籍吏が各届出人其他の者の筆蹟を一々調査して之を知悉するは事實上不能の事に屬するのみならず戸籍吏は法律上各届出人其他の者の筆蹟を調査する職権を有するものにあらず従て届書に届出人其他の者の署名ありて代書せし旨の附記なき以上其記名は其者の自署なりと法律上推定せらるべきを以て戸籍吏が其届書を受理すべきは當然なり
 (三二三號、七頁、三八、一一、二九、東京地決)
 三、戸籍法第五十七條は届出事件の發生に付き官廳の許可を要する場合に關する規定にして本件の如く届出事件たる家督相續は戸主の死亡に因り當然發生し只相續すべき人を選定するに付き裁判所の許可を要する場合は之を包含せざらるものとす
 (四四二號、九頁、四〇、大股控判)

第二節 出生

一、認知せられたる胎兒が双子にして其一人が死體にて分娩したる場合に於ては出生兒に付ては戸籍法第

六十八條第二號の記載を爲したる届出を爲すべく死體分娩者に付ては戸籍法第八十四條の手續を爲すことを要せず
 (一〇五號、三頁、三五、五、七、民刑局長回答)

第三節 嫡出子否認

第四節 私生子認知

第五節 養子縁組

第六節 養子離縁

第七節 婚姻

第八節 離婚

第九節 後見

第十節 隠居

一、隠居の身分登記の取消を求むるには先づ訴を以て隠居の無効又は取消の請求を爲し其判決を受けたる後更に戸籍法の手續に従ひ戸籍吏に對して確定判決に基きて取消の申請を爲さるべからず
 (三二三號、七頁、三八、一一、二九、東京地決)

第十一節 失踪

第十二節 死亡

第十三節 家督相續

第十四節 推定家督相續人の廢除

第十五節 家督相續人の指定

第十六節 入籍、離籍及び復籍拒絶

一、韓國在住者が私生子認知に付戸主の同意を爲すには届出人に於て戸主の同意を求めんとするには遼隔の地に在る戸主の同意を求めんとするに付長日月を費し爲めに届出期間を失するの虞あるが故に届書を本邦にある戸籍吏に送付し戸主より其同意の證明書を差出さしめ之に因りて入籍の手續を爲すを得べし
 (四七二號、一三頁、三八、民刑局長回答)

第十七節 廢家及絶家

第十八節 分家及び廢絶家再興

第十九節 國籍の得喪

第二十節 氏名及び族稱の變更

第二十一節 身分登記の變更

一、戸主権回復の目的を達せんとするには戸籍法第六十九條に則り確定判決に依る身分登記變更申請の手續を要するものにして相續権回復の判決に依り直ちに身分登記の變更を求むることを得ず
 (四三八號、七頁、四〇、五、二九、東京地判)

第五章 戸籍簿

第六章 戸籍の記載手續

第七章 戸籍に関する届出

戸籍法 第一章 戸籍吏及び戸籍役場 第二章 身分登記簿 第三章 登記手續 第四章 身分に関する届出 第五章 戸籍簿

判 決 要 録

戸籍法 第六章 戸籍の記載手続 第七章 戸籍に関する届出 第八章 抗告 第九章 罰則

第八章 抗告

一、裁判所の決定に對し抗告を爲し得べきものは其事件に付き利害關係を有する者のみならず戸籍吏は如何なる場合に於ても抗告を爲すことを得ず
(四七四號、七頁、四〇、一一、二五、秋田地決)

第九章 罰則

- 一、養子貰受人に對する警察官の觀察の煩を免るゝ爲めに虚偽の認知届を戸籍役場に差出したるは戸籍法第二百十五條に所謂自己の利を圖り詐欺の届出を爲したるものなれば其罪を構成するや勿論なりとす
(一〇九號、二六頁、三五、九、二九、大判)
- 二、戸籍法第二百十五條は身分又は戸籍に關し自己の名義を以て虚偽の事實を稱へ届出若くは申請を爲したる當事者を罰すべき法意にして届出當事者にあらずるものに對しては之を適用することを不得
(四二八號、九頁、四〇、四、三〇、長崎控判)
- 三、夫婦間眞に其關係を離脱する意思合致の事實なきに於ては假令離婚届を爲すことに合意し續て其手續を實行したりとするも離婚の効果を生ぜざるものと云はざるべからず従つて其届出は虚偽の事實を基礎としたるものに外ならずされば戸籍法の處罰規定に依り支配せらるゝものなるや論を俟たず
(四七三號、八頁、四〇、一一、二四、大判刑事部)

判 決 要 録

不動産登記法

第一章 總 則

- 一、抵當權の假登記を爲して未だ本登記を爲さざる間は其抵當權を以て第三者に對抗する事を得るや否やは未定の條件に繋るを以て其抵當權者は條件付の優先權を有する債權者なりとす
(一四號、九頁、三三、一一、一四、東京控判)
- 二、一旦抹消したる登記は其抹消登記が如何なる原因に據りて爲されたるを問はず回復登記を爲すにあらざれば回復することを不得
(一九號、八頁、三四、三、一四、東京地判)
- 三、地上權の保存登記の假登記は法律に於て認められ居るものとす
(五七號、八頁、三四、九、一一、東京地決)
- 四、地上權保存の假登記は性質上許すべきものにあらずとするは不當なり
(六三號、一〇頁、三四、一〇、二六、東京地決)
- 五、未登記土地の地上權に付ては不動産登記法中保存登記を爲し得る場合を規定したるものなし故に初めて登記を爲さんとするものは皆總て設定登記を申請すべきものとす
(九一號、一六頁、三五、五、二八、大判)
- 六、不動産假登記假處分申請却下の裁判に對しては即時抗告を許すの明文あるも申請を採用して假處分命令を發したる場合に於ては該假處分に對し抗告するを得るの明文なく且つ不動産登記法に於ては明文ある場合の外非訟事件手續法を準用すべからず
(一〇九號、一一頁、三五、大坂控決)

不動産登記法 第一章 總則

七、假登記は本登記の前提に外ならず假登記のみにて何等の效果をも生ぜざるものとす
(一六號、二〇頁、三五、一一、二二、大判)

八、假登記は其登記權利者が單獨にて之が申請を爲すものにして豫め本登記の順位を保存するが爲めに爲すものにして本登記の前提に外ならず假登記を以て假登記の當否は一に登記原因の存在に因るべきものなるを以て假登記原因以外の事項に眞實に相違の點あるも其根本的實體上の權利關係を存する以上は取消すべきものにあらず
(一三八號、二六頁、三六、四、一五、大判)

九、假登記は後日爲さるべき本登記の順位を保持するのみの效力を有するに止まり其自體に於て貸借權を以て第三者に對抗せしむべき效力を有するものにあらず
(二〇五號、一九頁、三七、四、一八、東京控判)

一〇、假登記は後日本登記を爲すに當り既往に遡り其本登記の順位を保つべき效力あるものなり故に本登記を爲すべき權利の通告人に存せざることを確定するにあらざれば假登記は撤すべし之を取消し得べきものにあらず
(二五〇號、一九頁、三七、一一、一八、大判)

一一、假登記は本登記を爲す場合に於て其順位は假登記の順位によるものとす従つて假登記は不動産登記法及び民法第七十七條の所謂登記に外ならず
(二〇九號、一一頁、三七、四、二〇、大判)

一二、假登記は假處分と同じく不動産上の權利の保全方法に外ならずと雖も彼此互に獨立せる保全方法なれば反對の規定なき限り當事者は自由に之れを選択

することを得べし故に假登記の方法に依り權利保全の目的を達し得べき場合と雖も假處分を爲すの必要なしとして其申請を却下することを不得
(三〇七號、九頁、三八、大坂控決)

一三、所有權保存の假登記のみある建物に對し抵當權設定の本登記を爲し得ず
(三五七號、二頁、茂見判事長崎控判批評)

一四、抵當權設定の際抵當不動産に對し貸借權を爲さざるべしとの所謂處分の制限の登記は之を爲し得るものとす
(二二〇號、二頁、辯護士山田福三郎氏判例批評)

一五、當事者の申請なきに登記官吏が誤つて登記を抹消したるも其抹消は無効にして抵當登記依然として其效力を有す
(二二〇號、一九頁、三六、大判、一〇三號、一八頁、三五、東京控判、三一八號、一七頁、三八、大判、三一八號、一七頁、三八、名古屋地判、抹消に關する登記手續の部参照)

一六、不動産登記法により登記の抹消を請求する者は登記權利者にして之れが義務者は本件の如き賣買の登記に付ては賣主買主共に義務者にして賣主は既に係争地に對し利害の關係を脱したりと雖も納登記の抹消を爲すには權利移轉者として登記簿に其名を掲げある賣主も必ず參與せざるべからず則ち登記の抹消を請求する訴には獨り現在の所有者義人たる買主のみならず賣主も必ず共に對手人と爲すべきものとす
(一五七號、一九頁、三六、大判)

一七、實際所有權を移轉することなく表面上不動産の所有名義を他人に移し其登記を得たる者が惡に復す

る爲め自己の所有名義に書換を請求するは登記簿上所有権移轉の登記を求むるものにして不動産登記法第一條所有権移轉の項に包含せらるるものとす

(一九三三號、一〇頁、三八、六、一六、大判)

一八、債権者は民法第四百二十三條の規定に依り債務者の財産保全の爲め不動産登記申請を爲し得べき権利あるも不動産登記法に代位登記申請手續を規定せざるが故に之を許さず

(三〇六號、一頁、三八、八、二九、東京控決)

一九、不動産登記手續は登記権利者及び登記義務者の出頭を要するも此兩者を必要的共同訴訟として訴ふるを要せず

(三二〇號、一九頁、三八、一〇、一、大聯合判)

二〇、地上権の設定が法律の規定に因る場合なると將た當事者の意思表示に因る場合なるとを問はず土地所有権に地上権者に對して登記を爲すべき義務を負ふものとす(三四六號、一四頁、三九、二、七、大判)

二一、登記は法律行為にあらざるも其行為の結果を直接に公示する方法なれば之を法律行為と同視し其行為に對して無効を主張することを得る者は亦其公示方法に就ても無効を主張することを得るものとす

(三五六號、一七頁、三九、四、二五、大判)

二二、登記簿上他人の所有名義となり居る不動産を回復する爲め自己の名義に書換を請求するは不動産登記法第一條に所謂所有権移轉中に包含せらるるものとす

(三六〇號、八頁、三九、四、水戸地判)

二三、登記簿上番號記載の誤謬に相當の手續を以て訂正を爲すべきものにして此誤謬あるが爲め登記簿上地所并に其上に存する建物は全然虚無に歸するものにあらず従つて右建物の上に設定したる抵當権は實

體上は勿論登記上に於ても有効なり

(四一〇號、二頁、四〇、二、七、大判判事部)

二四、無効の原因に基きて爲された登記は登記上利害關係者の承諾書又は之に代るべき判決を求めて其抹消の手續を完了するにあらざれば形式上其效力を存するものとす

(四四九號、一七頁、四〇、八、二八、東京地決)

二五、登記簿に記載すべき建物の表示は第三者が現場に臨み何れの建物なるかを知るを以て充分とす故に本件家屋に付き登記の存在を是認し得べきを以て其家屋の一部を構成する所の瓦葺の庇に就き假令登記簿上其記載なしと雖も尙ほ第三者に對抗し得べきものとす

(四四九號、一八頁、四〇、東京控決)

二六、不動産所有権移轉登記の抹消は其登記原因の無効又は取消の場合の外之を許さざるを以て契約解除に基因し既に爲したる所有権移轉登記の抹消を請求することを得ざるものとす

(四七七號、七頁、四〇、二、二六、長崎控決)

二、登記土地料若くは期限等に付事實に相違する廉あるときは何時にて更正の申請を爲し得べきことは不動産登記法第六十四條に依り明なれば事實に相違する廉あるが爲めに登記を抹消し既に得たる登記の順位迄も失却せしむるものにあらず

(九五號、二五頁、三五、五、三〇、大判)

三、保安林なる名稱を地目として爲したる登記の申請は却下すべきものとす

(一〇三號、一五頁、三五、五、一七、民刑局長回答)

四、和解調書中登記義務者の登記申請に關する意思表示の記載あるに於ては判決に因る登記の場合に準じ登記権利者のみにて登記を申請することを得

(一〇六號、二四頁、三五、七、一、民刑局長回答)

五、不動産登記法に因れば或る例外の場合を除くの外は其登記を取消すに付ても亦登記権利者及義務者双方の共同行為を要し一方のみの行為を以て之を抹消すること能はざるなり

(一一八號、一二頁、三五、一〇、二、東京控決)

六、登記官吏が誤つて抹消したる抵當権の登記は依然として效力を有し回復登記を爲さるも當然第三者に對して對抗し得べきものとす

(一二〇號、一九頁、三五、(オ)四三四號、大判)

七、競賣開始決定登記後所有権移轉の登記ありたる後裁判所より競落許可決定に基き競落人の所有権登記囑託ありたる場合には登記義務者の表示が登記簿と符合せざる場合に於ても該囑託は受理すべきものとす

(三六、一二、四、民刑局長回答)

八、保證人が代位辨済に依り將來取得すべき擔保権の請求権を保全する爲めの登記は附記の假登記なり

(二七四號、一七頁、三八、三、二九、東京控決)

九、登記せられたる建物の坪數と實際の坪數とに差異あるも其登記に差異あるの故を以て其登記に其家を表示せずと云ふことを得ず

(二八八號、一頁、三八、六、七、大判)

一〇、登記申請人が法定の登録税額を納付せざるときは其申請を却下せざるべからざるも登記官吏は一應其納付額の不足なることを申請人に注意したるも尙其即日補貼せず又は取下げを爲さざる場合に初めて之が申請を却下すべきものとす

(三二三號、六頁、三八、一一、一、宮城控決)

一一、登記事項に錯誤又は遺漏ありて登記が實物と符合せざる場合に於て當事者が未だ登記の更正を爲さざる以前と雖も其登記は登記としての效力を有するものにして其後同一物に付權利を取得したる第三者は其登記の不完全なることを理由として登記せられたる物權の得喪變更を否認することを得ざるものとす

(三二八號、一六頁、三八、一一、一、大判)

一二、登記は原則として登記権利者及登記義務者の共同したる申請若くは之に代るべき裁判所の判決に基き爲すべきものとす

(四三八號、一〇頁、四〇、六、二〇、宇都宮地決)

一三、假處分を以て賣買讓渡其他一切の處分行為を禁止し且つ已に其登記を爲しある不動産に對しては假令當事者外の債権者(第三者)より民事訴訟法による強制競賣又は競賣法による競賣の申立あるも當該裁判所は之を受理することを得ず但假處分の登記前に登記せられたる抵當権者債権者先取特權者等に於て其權利の實行を爲す場合は此限にあらず

(三四五號、二頁、神地決議)

一四、債権者債權移轉命令に因り債務者(抵當権者)より得たる抵當附債權に付き登記簿上抵當権者(債務者)の名義を更改せんとするときは該債權移轉命令のみを以て自己(債権者)單獨に抵當権移轉の登記を申請することを得

(三四五號、二頁、神地決議)

一五、社寺又は會社が合併したる場合に消滅したる社寺又は會社の物件を合併したる社寺會社(町村も同し)の所有に歸せしむる登記は所有権移轉として取扱ふべきものとす又双方の代表者が同一なる場合に於ては不動産登記法第二十七條に準據して一人にて登記申請を爲すことを得

(四〇、三、四、民刑局長回答)

一六、不動産假登記の手續は不動産登記法第三十二條第三十三條に規定せざるを以て假登記権利者及び義務者の并び存する場合と假登記権利者のみ存する場合とを論ぜず第三十三條の假登記義務者の承諾書を添付せる場合の外第三十二條の手續に従ふべきものとす

(四四四號、九頁、四〇、七、三、長崎控決)

第二節 所有權に關する登記

手續

一、共有の性質を有する入會權には所有權の規定を準用し共有の性質を有せざる入會權には地役權の規定を準用するを以て入會權は共有の性質を有するものと依り之を區別し所有權若くは地上權に準じて之が登記を爲すべきものとす

(二九號、一〇頁、宇都宮地判)

二、民法第二百九十四條の規定は共有の性質を有する入會權と地役とは其性質相類似するものあるに因る

一、共有の性質を有する入會權には所有權の規定を準用し共有の性質を有せざる入會權には地役權の規定を準用するを以て入會權は共有の性質を有するものと依り之を區別し所有權若くは地上權に準じて之が登記を爲すべきものとす

(二九號、一〇頁、宇都宮地判)

第三節 所有權以外の權利に關する登記手續

一、共有の性質を有する入會權には所有權の規定を準用し共有の性質を有せざる入會權には地役權の規定を準用するを以て入會權は共有の性質を有するものと依り之を區別し所有權若くは地上權に準じて之が登記を爲すべきものとす

(二九號、一〇頁、宇都宮地判)

二、不動産登記法に入会権の登記に關し何等の規定を設けざるが故に入会権は民法第七十七條の適用を受くべきものと謂ふを得ず
(三七號、九頁、三四、五、八、東京控決)

三、民法第二百九十四條の規定は共有の性質を有する入会権と地役権とは其性質相類似するものあるに因るに過ぎざれば本條の規定を以て直ちに地役と入会権とを同一視することを得ず故に地役の規定以外に遡り不動産登記法に於ける地役に關する規定をも入会権に準用するを得ざるものとす
(三七號、九頁、三四、五、八、東京控決)

四、凡て権利設定の登記を爲すには登記當事者間に權利の設定ありたる事を要す故に原告の所有者と被告との間に設定せられたる地上権を現時の所有者たる原告に對し地上権の保存登記を爲すは格別其設定登記を爲すべきものにあらず
(四三號、二頁、三四、六、一七、東京地判)

五、一筆の土地の一部に付き抵當權を設定したるは即ち無形に抵當權の目的たる範圍換言すれば一筆中抵當權の持分を定めたるものに外ならず而して此の如きは法理に抵觸せざるのみならず登記法上又禁ぜざる所なり
(八〇號、八頁、三五、一、一七、大阪控判)

六、増抵當の登記は追加の新物件に付ては抵當權設定の登記を爲し既登記の共同擔保物件に對しては權利變更の登記を爲すべきものとす
(一〇二號、一頁、三五、六、五、民判局長回答)

七、地役權の登記を爲したるときは要地たる不動産に未登記の分と既登記の分とあるときは既登記の分のみに付登記法第十四條の登記を爲し未登記の要

役地に付ては登記を爲すことを得ざる義と思考す
(一〇三號、一五頁、三五、五、六、民判局長回答)

八、抵當權設定登記の申請に付ては不動産登記法第六十六條の如き明文なきも當事者が申請書に違約金又は賠償額の定に關する事項を記載し登記申請したるときは登記官吏は登記を爲すべきものとす
(一〇六號、二五頁、三五、七、二九、民判局長回答)

第四節 抹消に關する登記手続

一、適法に爲されたる登記を抹消するには抹消其ものも亦不動産登記法に定めたる正當の手續に依りて之を爲さるべからず
(九四號、六頁、三五、六、一、東京控判)

二、抵當權設定登記抹消の義務者は抵當權者なれば競落人は抵當權者を對手としたる本訴は適法なり抵當權設定者は登記義務者にあらず
(一八五號、二〇頁、三七、安濃津地判)

三、登記官吏が一旦有効に抵當權の登記を爲したる後誤つて之を抹消し後日其抹消は錯誤に出でたることを發見し其抹消登記を取消したる時は其取消の效力は既往に溯り抵當權の登記は初めより繼續して存在すべきものなり
(三二八號、一七頁、三八、大判)

四、登記官吏が誤つて抵當權の登記を未抹するも正當の手續に依らざるを以て抹消は其效なく抵當權は依然として有効にして未抹の爲めに其抵當權を第三者に對抗する妨げと爲らす
(一〇三號、一八頁、三五、東京控判)

五、不動産に關する物件得喪及び變更は其登記をなすに非ざれば第三者に對抗することを得ざるものなれば登記は第三者に對する唯一の公示方法にして其

効力は登記簿に登記するに依り初めて發生し而して其登記を爲し又は登記せざりし事由が登記官吏の過失に依ると否とに依り其効力に影響するものにあらず
(三二八號、一七頁、三八、名古屋地判)

六、不動産登記法第三條に基きて爲したる預告登記の抹消を登記所に囑託するは同法第四十五條に規定したる場合に限り之を爲すべきものにして本案訴訟に於て其訴を提起したる者の勝訴に歸したる場合に預告登記抹消の囑託を爲すべき規定存せざるを以て其申請は不當なりとす
(三二〇號、九頁、三八、一、一三〇、東京地判)

第五章 抗告

一、不動産登記法第五十條の登記變更の處分を不當とし抗告を爲し得る規定は其處分に對し同法中之が救済に關する規定なき場合にのみ適用すべきものなるが故に苟くも同法中其規定あるものは當然之に準據せざるべからず而して右第五十條により抗告を爲すことを得ず
(二四六號、六頁、三七、一〇、大阪控判)

編者曰く本件は登記官吏の錯誤による登記の更正を求むるに付き不動産登記法第六十三條第六十四條の規定により登記の更正を求めずして登記官吏の處分を不當とし抗告を爲したる案件なり

附則

一、公證を経たる證書面の權利とは民法上登記により第三者に對抗することを得る權利を指すものにして債權の如きは公證の效力を失ふものにあらず
(三八號、一四頁、三四、五、四、東京控判)

衆議院議員選舉法

一、衆議院議員選舉無資格者が選舉日前に法定の國稅を納付するに至るも選舉人名簿調製期日の後なるときは被選挙資格なきものとす
(七八號、二六頁、三五、一、二二、大判)

二、衆議院議員選舉法第八條第二に所謂住所なるものは各人が其權利義務の關係に於て常に現在せりと看做さるる場所を云ふものとす
(九二號、一七頁、長野地方松本支部判)

三、衆議院議員選舉法第二條の規定は體刑に處せられたるもののみならずして罰金刑に處せられたる時と雖も其判決の確定後直ちに選舉權及被選挙權の行使を停止せらるるものとす
(九八號、一七頁、古賀檢事判)

四、衆議院議員選舉法第二條に所謂「選舉に關する犯罪により刑に處せられたるもの云々」とある刑とは即ち體刑のみを謂ふものにして罰金に處せられたるものを包含するものにあらず故に罰金に處せられたるものは選舉權及被選挙權の行使を停止せらるるものに非らず
(九七號、二三頁、九八號、一七頁、川淵檢事判)

五、選舉人より選舉長を被告とし選舉無効の判決を求むる訴訟は當選せし衆議院議員に權利上利害の關係を有するを以て衆議院議員選舉法第八條民事訴訟法第五十三條に依り從參加を爲し得るものとす
(一一六號、一二頁、三五、一〇、二〇、大阪控決及び第一一六號、一九頁、三五、大判)

六、開票管理者が無効と決定せし投票を有効と主張す

衆議院議員選舉法

る選舉人は選舉訴訟を提起し得べきこと勿論なり
(一一六號、一二頁、三五、一〇、二〇、大阪控判)

七、選舉法第八十七條に「云々選舉人又は選舉運動者に供與し又は供與せんことを申込みたる者」とあるは議員候補者のみに限らず何人と雖も不正の所爲を行ひたるものに之を罰するの法意なりとす
(一一六號、一九頁、三五、一、二、六、大判)

八、衆議院議員選舉當選者の資格を失ふは選舉訴訟若くは當選訴訟の判決其他選舉に關する處罰の結果當選の無効に歸したるときに在るものなるを以て選舉訴訟の提起ありたればとて之が爲め直ちに其資格に關する權利を失ふものにあらず
(一一六號、二五頁、三五、一、四、大決)

九、衆議院議員選舉法第八十七條第一項第二號には選舉に關し酒食遊覽等其方法及名義の何たるを問はず人を饗應接待又は饗應接待を受けしものとあるを以て苟も選舉に關し酒食等の饗應を爲したる事實あるに於ては即ち同條に該當するものにして其饗應が果して運動者に特別の感意を起さしむるに足り得べきや否やは敢て問ふ處にあらず
(一一七號、一九頁、三五、大判)

一〇、選舉に關する犯罪として刑に處せられたる者は其處刑の禁錮たるに論無く衆議院議員選舉法第二條に依り其犯罪人が現に選舉權若くは被選挙權を有すると否とに拘はらず一定の期間内選舉人被選挙人たることを禁ずるものとす
(一五八號、一二頁、三六、七、大判)

一一、衆議院議員選舉法第十三條第二項に所謂請負とは民法上の請負と同一にあらず
(二六六號、一九頁、三八、二、一七、行政判)

録 要 決 判

- 一、参事會の議長たる知事は府縣制第七十三條第三項の規定に依り可否同數なる場合に於て表決權を有するに止まり議長席を離れて自己の意見を吐露するは禁する所にあらずも其意見を採て直ちに之を可否の數に加ふるは其當を得ざるものとす
(三八號、二二頁、三四、五、二八、(行政判))
- 二、舊府縣制第十五條は土地家屋若くは戸數に對する納稅義務者を定めたるものにして一般に府縣稅の義務者を限定したるものにあらず
(六九號、二五頁、三四、一一、(行政判))
- 三、府縣會議員にして詐欺取財罪被告事件にて輕罪公判に付せられたるものは其職を失ふものとす又府縣會議員にして府縣制第三十七條に依り被選舉權を有せざるものと初めより被選舉權を有せざると中途にして之を失ひたるを區別せず
(六九號、二六頁、三四、一一、二〇、(行政判))
- 四、府縣制第四十一條第一項に所謂豫算を定むることあるは豫算案に付き豫算を議定するの謂に過ぎずして豫算改造の請求の如きは之を包含するものにあらず
(一〇一號、二六頁、三四、五、七、(行政判))
- 五、單に豫算案の形式を論争する請求の如きは府縣制第四十四條に所謂公益に關するものと認むるを得ず
(一〇一號、二六頁、三四、五、七、(行政判))
- 六、縣會議員にして輕罪公判に付せられたる以上は當然其職を失ふものとす
(一〇二號、二六頁、三五、四、三〇、(行政判))
- 七、選舉人の氏名を詐稱し選舉會場に入りたるものあるも投票を爲したるにあらずるときは選舉の結果に影響すること無し
(一〇二號、二六頁、三五、四、一六、(行政判))

郡 制

- 一、郡制第十六條には被選舉人の氏又は名のみを記載したる投票を無効と爲す旨の規定無ければ單に名のみを記載したる投票と雖も其何人たるを確認し得る以上は之を無効とするを得ず
(二六二號、一二頁、三七、一二、五、(行政判))
- 二、郡長が郡會の決議を取消すに當り其取消の理由を示したる以上は繼令其理由は正當にあらずとも其取消の手續を爲したるものにあらずれば之を理由として該取消處分を無効とするを得ず
(一〇一號、二五頁、三五、五、五、(行政判))

市 制

- 一、會社本店の所在地の市が會社たる法人に對し市稅を賦課するに當り本店の營業より生ずる收入以外に他の地に於て營業する支店の所得を算入賦課するは不當なり
(一七號、二〇頁、(行政判))

町 村 制

- 一、町村内の大字が特別の財産を有する場合には其大字を以て法人と看做すべきものとす
(二八號、七頁、三四、三、七、(東京控判))
- 二、區會の決議無きに拘はらず町村長が其代表者として訴を提起したるは代表の資格に欠缺あるものなるも其後區會の決議を爲し以前の訴訟行爲を追認したるときは該欠缺は補正せられたるものとす
(二八號、七頁、三四、三、七、(東京控判))
- 三、村長は町村制第六十八條に依り區有財産に關し外部に對する代表者なりと云はざる可からずと雖も該條は村長に區の代表資格を附與したるに止まり訴訟行爲を爲すの資格を附與したるものにあらずれば村長が區を代表して訴訟行爲を爲さんとするには同制第四百十四條に基き區會を設置し同制第三十三條を適用し區會の決議に依り特別の授權無かる可からず
(三五號、七頁、三四、四、一八、(東京控判))
- 四、町村制第二百二十二條第二項の規定は同條第一項の處分即ち郡長に於て支出額を豫算表に加へ又は臨時支出せしめたる處分に對し其處分を受けたる町村又は組合に訴權を與へたるものと解するを正當なりとす
(四一號、二二頁、(行政判))
- 五、町村會議員は町村制第七十五條に所謂名譽職員中に包含せず又他に議員に實費を給與すべき規定無きを以て該實費を町村の必要なる支出として議決するが如きは法律の許さざる所なり
(四一號、二〇頁、(行政判))
- 六、町村又は町村の一部が所有する不動産の賣却讓與買入書入を爲す場合に於ては郡参事會の許可を要す

- 七、町村制未執行地の役場吏員は官廳より任命せられたるものにして公吏にあらず
(五八號、二六頁、三四、一〇、一、(大判刑事部))
- 八、町村制は區會又は區總會を設けると否とを區の隨意に任せたるものにあらずして一定の場合には必ず之を設くることを命じたるものとす
(七四號、二五頁、三四、一一、二〇、(大判))
- 九、豫定の選舉時間を繰下ぐるも止むを得ざる事故に出でたるときは違法なりと云ふを得ず
(九八號、二六頁、三五、二、一八、(行政判))
- 一〇、村會が町村制第八條に依り公民權停止村稅増課を議決したるは自ら其議決を取消し後更に取消の議決を取消して之を復活せしめたるを不當とする事件に關し行政訴訟を許すの法令無し
(九八號、二六頁、三五、二、一四、(行政判))

- 一一、町村會は人格を有するものにあらず従て法に特別の規定無き限りは出訴することを得ず町村會は町村制第七十八條の所謂關係者にあらず
(九八號、二七頁、三五、三、五、(行政判))
- 一二、選舉人が其投票を選舉掛長に差出さずして自ら投函したるは町村制第二十二條に違背する行爲なるを以て其投票は無効なりとす
(一〇〇號、二六頁、三五、二、一九、(行政判))
- 一三、無効の投票を控除するも選舉の結果に異動を生ぜざる時は其選舉は無効とするに足らず
(一〇〇號、二六頁、三五、二、一九、(行政判))
- 一四、選舉無資格者が選舉人の代人として選舉權を行使するは無効なりとす

録 要 決 判

使用するの目的を以て選挙会場に入りたるは町村制第二十一條の規定に違背するも之が爲め其選挙全體に影響を及ぼすべきものにあらずれば其選挙を取消すべきものにあらず

(一〇〇號、二七頁、三五、二、一九、行政判)

一五、町村内の一區が其資格に於て特別に所有する財産則ち區有財産の處分は其表意機關たる町村會の決議に因り町村長に於て之を執行せざるべからず從て區總代が區の爲めに爲したる實質は無効なり

(一一七號、二二頁、三五、一一、二〇、東京控判)

一六、町村の収入を受領する權限は收入役に專屬するものにして町村長には其權限無きを以て消費貸借の目的たる金錢を町村長が受領するも消費貸借は成立せざるものとす (三九、九、四、大判)

一七、町村内の部落が財産を所有するときは區會の設けあると否とを問はず町村長は常に町村の行政に關する規則に依り町村所有の財産を管理するが如く部落所有の財産を管理するの職責を有す而して部落所有の財産の處分のことに至りては區會の設けあるときは區會に於て之を議決すべく若し區會の設け無きときは町村會をして右財産の處分のことを議決せしむべきものとす

(二五三號、一六頁、三七、一一、二五、大判)

(二五八號、一一頁、三八、一、一六、大判)

一八、町村内の區は私法上に於ける權利義務の主體として法人を認めたるも町村内に於て更に小なる獨立組織を有する公共團體たる公法上の法人としては認むべからざるものとす

(二八七號、一一頁、三八、五、一九、大判)

録 要 決 判

國稅徵收法

一、町村の書記が町村長指揮の下に滯納處分を爲すは不法にあらず滯納處分を爲すものは其財産の差押を爲すに際し滯納處分費及税金に充つる爲めに金額を見積り差押を爲すの責任あるを以て差押財産の過多なるを理由として非難することを得ず

(五五號、二五頁、三四、四、二二、行政判)

二、國稅徵收法第三十二條の財産脫漏罪を構成するには其所爲は必ずしも滯納者と爲りたる後に在るを要せず苟も納稅の義務を有するものたる以上は滯納者と爲らざる以前と雖も右犯罪の成立に妨げなし

(九一號、二六頁、三五、五、三〇、大判刑事部)

三、國稅徵收法に所謂處分の執行とは處分其ものに外ならざれば執行の當否を争ふは即ち處分の當否を争ふものなるが故に斯る事件は司法裁判所の管轄に屬せず (九六號、六頁、三五、六、一七、大阪控判)

四、收稅官が租稅滯納處分を爲すに方り偶々第三者の所有物を差押ふることあるも其行爲にして行政處分たるを失はざる以上は之が解除を請求するは民事事件にあらずして行政事件なりとす

(八二號、七頁、三五、三、二〇、大阪地判)

間接國稅犯則者處分法

一、稅務官吏は間接國稅犯則者處分法第五條に依り夜間家宅捜査又は物件差押を爲すことを得ざるも夜間臨檢處分を爲すは違法にあらず

(二二號、一一頁、大判)

地租條例

一、土地の反別に付き村役場の帳簿と稅務署の帳簿と相抵觸するときは稅務署の帳簿を正確なりと認めざるを得ず

(九八號、二七頁、三五、三、五、行政判)

二、社寺土地處分に關する法令に依れば寺領は一般に土地せしめ特に社寺にして直作し又は小作せしめ或は年貢諸役百姓同機動むる等私有の體あるものに限り所有するを許すとの趣旨なれば特に私有たるの證據無きものは土地を命ぜらる可きは當然なりとす

(四〇號、一四頁、行政判)

録 要 決 判

登録税法

一、抵当権の移轉登記は附記に依り之を爲すべきものにして附記登記は不動産毎一個に付き十錢但し一件に付き三十錢以上を超過するときは三十錢の登録税を納付すべきものとす登記法の所謂附記に依りて爲す登記とは即ち登録税法の所謂附記登記と同意義の語辭なり

(八一號、七頁、三五、三、二二、大阪地決)

二、登録税法第六條第十五號に所謂每一件とは變更原因の異なるに從て每一件として徵税すべきものとす從て商法第五十一條各號の事項に對する變更は其の數の如何を問はず總て一件とするものと解釋すべきにあらす

(八七號、八頁、三五、三、三一、大阪地決)

三、抵当権移轉の登記は附記に依り之を爲すは無論なりと雖も登録税法第二條第二十一號に所謂附記登記の範圍外なるを以て同條第十三號の稅率に依り登録税を納付すべきものにして第二十一號の稅率に依るべきものにあらす

(九六號、五頁、三五、六、三〇、大阪地決)

四、主たる債權と共に抵当権を讓渡したる場合の登録税は登録税法第二條第二十一號に依る附記登記の登録税に依るべきものとす

(一〇六號、一三頁、梅博士大阪地判批評)

五、負擔附贈與に因る所有權移轉登記の登録税は税法第二條第一項の第四號に依るべきものとす

(一〇六號、二五頁、三五、七、一四、民刑局長回答)

六、登録税法第二條に所謂不動産毎一個とあるは建物に付ては附屬建物も獨立の建物と同じく一棟毎に一個として徵税するの先例なりしに今般建物及び其附屬建物を通じて之を一個の建物と看做し徵税するといふなり

(四七二號、一三頁、四〇、一一、民刑局長通牒)

酒造税法

一、酒類を製造するには製造場一ヶ所毎に政府の免許を受く可きものなるを以て免許を受けたる製造場以外に於て酒類等を製造するは免許を受けず之を製造するものなり

(四九號、二七頁、三四、六、一一、大判)

二、酒類製造者に脱税又は逃税を謀るの所爲ありと認むるときは酒造税法第七條に依り其納期如何に拘らず酒石税の全部又は一部を徵收することを得而して之が徵收に付ては國稅徵收法第四條を適用すべきものとす

(一〇五號、二六頁、三五、五、九、行政判)

三、酒類製造人の代理人又は家族の税法違反の行爲は犯罪を構成せざるにあらす且酒類製造人を其責任を負はしむるに過ぎざれば之等の者を教唆して税法違反の行爲を爲せしめたるものは等しく教唆者たるを免れず

(八八號、二五頁、三五、五、八、大判)

四、納稅義務を擔保する爲め設定したる抵当權に付取得登記の囑託事務を實行するものは所轄稅務署なることは酒造税法施行規則第二十三條の規定する所にして素より有効なりとす

(九一號、七頁、三五、五、三〇、東京控決)

五、免稅處分濟なる廢敗酒を原料とし更に清酒を製造するは免許を受けず清酒を製造したるものなり

(四九號、二六頁、三四、六、一四、大判)

所得税法

一、會社の賞與金並に交際費の如きは華僑會社の利益金に就ての處分たるに外ならざれば所得税法第四條第一項第一號に所謂總損金の中に包含すべきものにあらす(一〇號、四頁、三三、一一、一二、行政判)

二、所得税法第三條の所得金額は其中申告調査又は決定當時の現況に依り之を算出すべきものなれば其全年度に於ける實際の收支と符合せざるも之を理由として其決定を取消すことを得ず

(一〇四號、二五頁、三五、五、二三、行政判)

三、會社の機械建物消却金は現實事業年度内に於て費消したるものにあらすして會社が將來の用途を豫期し之れが爲め會社の利益金中より積立てたる金額に止まり即ち會社利益金に就ての處分たるに外ならざれば總損金中に包含すべきものにあらす

(一一號、一〇頁、行政判)

印紙税法

一、商法は物品の運送に關して荷送人が運送人の請求に依りて發行するものを名けて運送狀と云ひ特種の名稱を下したるも印紙税法に所謂送狀に相當するものとす(二六號、九頁、三四、三、九、東京控判)

民事訴訟用印紙法

一、民事訴訟用印紙法第五條の規定は控訴狀には常に第一審の訴狀に貼用したる印紙の半額を加貼すべきことを命じたるものにあらす故に控訴審の訴訟物自體が第一審の訴訟物より少きときは其少き價格に應じたる印紙を貼用すべきものとす

(三九號、一二頁、東京控判)

二、民事訴訟用印紙法第十一條に所謂裁判所とは廣義に用ひたるものにして必ずしも各審級を指示したるものにあらす左れば第一審に於ける訴訟に貼用すべき印紙に不足あるも上級審に於て之を加貼するときは固より有効なるを失はず

(九〇號、五頁、大阪控判)

三、民事訴訟用印紙法第六條第六號の證據調の申立は同時に數箇の證據方法を包含すると否とを區別せざるを以て同一の申立に數箇の證據方法を包含するとすと雖も五十錢の收入印紙を貼用すれば足る

(九〇號、二六頁、三五、五、一七、大判)

新聞紙條例

一、民主主義と云ひ階級制度を全廢すと云ひ或は財富の分配を公平にするに云ふが如き事項に關する記事を新聞紙に掲載したる所爲は新聞紙條例第三十三條の犯罪を構成するものとす
 (八五號、二七頁、三五、三二、四、大判)

二、新聞紙條例第八條に依り新聞雜誌の發行人が管轄官廳に保管金を納付したる場合に於て其保管金は何人の所有に屬するも之が返還を受くるものは納付人其者なりとす
 (九八號、六頁、三五、七、四、東京地判)

國有土地森林下戻法

一、從來山役と唱へ他村と入會の爲めに納付し來りたる税金は毛上の收益に關する税金に外ならざれば之を國有土地森林下戻法第二條第二號の正税と云ふを得ず
 (六九號、二五頁、三四、一一、一六、行政判)

鑛業法

一、鑛業再賣買を解除し先に締結せる鑛業賣買契約に依り特許證の名義書換を請求するには特約無き限りは双務契約解除の原則に従ひ其再賣買に付き受領したる代金を提供せざるべからず
 (七三號、二五頁、三四、一一、一、大判)

二、鑛業條例第二十條に鑛山試掘權の讓渡を許したるに反し本法に於て試掘權の讓渡を許すの明文無きに因れば法律上試掘權の讓渡を許さざるものとす
 (二九號、六頁、三四、三、一四、東京控判)

郵便法

一、郵便法第二條の罪と爲るには借書を送達を以て營業と爲したる事實あれば足るものにして送達賃金の消費の如きは本罪の成立に何等の關係無きを以て之等の事實は證明を要せず
 (八五號、二七頁、三五、三二、〇、大判)

船員法

一、船員法第十九條は船長が人命船舶等の保護に必要な手段を盡し其他の事を爲したる後にあらざれば船舶を去ることを禁じたるものなり故に單に立去るの意思を以て立去るときは即ち同條に違背したるものにして船客を見捨つる意思の有無は之を問ふの要無し
 (八九號、二七頁、三五、五、五、大判)

葉煙草專賣法

一、葉煙草專賣法第十九條に所謂煙草製造とは刻煙草及粉煙草を用ひ紙巻煙草を製造するをも包含するものとす (七一號、二六頁、三四、一一、二九、大判)

土地收用法

一、收用審査會が起業者に於て係争地に立入り測量を爲したるや否やの如き手續上の事項に付事實を否決したればとて之を以て直に其裁判を取消すべき理由と爲すに足らず (九八號、二七頁、三五、三、五、行政判)

二、物件の移轉料に付き起業者より所有者に對し何等の協議を爲したること無きに不抽收用審査會が直に起業者の申立を採用して物件の收用を爲さしめたるは其當を得ざるものとす (九八號、二七頁、三五、三、五、行政判)

三、土地を收用せらるゝに付其補償として受くべき地價即ち損失額は收用地指定當時の地價に據らず實際收用したる際に於ける地價を標準として之れを算定すべきものとす (一〇〇號、二〇頁、大判)

四、土地收用審査會が決定したる收用價格を不當とし更に増價補償を求むる訴訟は通常の裁判所の管轄に屬し行政裁判所に於て受理すべきものにあらす (一〇一號、二六頁、三五、四、二八、行政判)

商標法

一、舊條例に依て得たる商標專用權は商標法に從て專用の保護を受くるに止まり商標法の適用を受けざるものとす (八七號、二五頁、三五、四、二五、大判)

二、商標法施行前より他に使用者ある商標と同一若くは類似のものは商標の登録を受くることを得ざるものとす (八八號、二六頁、三五、四、一一、大判)

三、商標法第二條第五條は商標法施行以前商標條例の保護を享けざりし日本の領土たる臺灣の臣民の使用したる商標も亦之を包含する注意なりとす (九四號、二七頁、三五、六、六、大判)

四、舊商標條例第二條第三條及び商標法第二條第五條を適用するには或者が其商標の登録を受くる前に於て一人にても他に之れと同一若くは類似のものを使用すれば足る (五〇號、二五頁、三四、六、一四、大判)

質屋取締法

一、質屋取締法第十六條は質屋營業者に對する行政警察官の行動を示したるに止まり贓物の所有者等より其質取主に對する私權の廢棄を規定せしものにあらず (九七號、一九頁、東京控判)

遺失物法

一、他人が置き忘れたる物件を拾得隠匿したるは遺失物拾得罪を構成するものとす (四八號、二六頁、三四、五、二一、大判)

二、遺失物法第十二條に所謂誤て占有したる物件とは受領者の錯誤にあらずして交付者の錯誤に出で之を占有したる場合と雖も包含す (六五號、二五頁、三四、一一、二八、大判)

三、受授者双方の違算に依りて物の引渡を受けたるに依り偶然其誤て自己の占有内に歸したるものを費消したる所爲は遺失物法に依りて處分すべきものにして刑法第三百九十五條の受寄物費消罪を以て論ずべきものにあらず (二六八號、一二頁、三八、三、九、大判)

軍機保護法

一、明治三十二年法律第四號軍機保護法第四條第一項の犯罪は其狀況の精粗及び其軍備の要機に關すると否とを問はずされば苟も許可を得ずして右等の所爲ありたるときは同條の犯罪を構成するものとす (八八號、二六頁、三五、四、二四、大判)

二、明治三十七年陸軍省令第一號の目的は廣く軍隊の進退其他軍機軍略に關する事項を新聞雜誌に記載すべからざる精神なるが故に軍備も軍隊の進退其他軍機軍略に關するものは一時の作戦計畫に屬し既に終りを告げ過去の事項に過ぎざるものと雖も豫め陸軍大臣の許可を得ずして之を新聞雜誌に掲載したるものは總て之を罰するの精神なりとす (二五七號、一二頁、三七、一一、二二、大判)

移民保護法

一、移民保護法に所謂移民取扱人と稱するは移民を募集し又は其渡航を周旋するを以て營業と爲すものを云ふ故に同法第二十五條を適用するには被告が移民取扱人の行爲即ち募集又は渡航の周旋を營業としたる事實を必要とす
(四九號、二五頁、三四、六、二一、大判)

公證人規則

一、公證人規則第十四條の規定は民事訴訟法第五百六十二條第一項に依り自然改正せられたるものとす
(一六號、五頁、三三、一一、一七、東京控決)

二、公正證書の執行力ある正本數通を求めるときは民事訴訟法第五百六十二條第二項未段に依り公證人の職務上の住所を有する地を管轄する區裁判所の裁判を受く可きこととなしたるを以て單に公正證書の正本數通を求めむる手續の規定の如きは自然消滅に歸したるものとす
(一六號、六頁、三三、一一、一七、東京控決)

三、公正證書正本再度の付與は公證人規則第四十九條に依り地方裁判所に於て命ずべきものとす
(一七號、九頁、三三、一一、二二、東京控決)

執達吏規則

一、債務者占有の有體動産差押後第三者の申立に因り執行停止中なるに拘はらず債権者より差押解除の申出あるときは執達吏は其差押を解き物件は之を債務者に引渡すことを得るものとす
(一〇三號、一四頁、三五、五、一、民刑局長回答)

二、差押解除の場合に於て物件の還付を受くべき者所在不明又は遠隔の地に在るときは執達吏は本人代理人又は財産管理人に物件を交付することを得るに至るまで之を保管する外無かるべし
(一〇三號、一五頁、三五、五、一、民刑局長回答)

三、強制執行に依り差押へたる石炭より發火したるが爲め執達吏が直に現場へ出張したる場合には車馬賃宿泊料等の實費は執達吏手数料規則第十三條第八號により物の保存の費用として辨濟を受くることを得べしと雖も旅費手数料等は執達吏規則第十五條第二項の規定に依り之を受くることを得ざる義と思料す
(一〇三號、一五頁、三五、五、一、民刑局長回答)

利息制限法

一、重利なるものは利率に制限を定めたる利息制限法の禁止する所なり
(六號、九頁、東京控判)

二、延滞利息を元金となし將來之に制限以内の利息を付するの契約は適法にして有效なり之に反し利息を元金に變更するの契約を爲す以前に遡りて利息を元金に追加へ之に利息を付するの契約に至りては元金に變更したる利息と新利息とを合算し尙ほ制限利率を超過せざる場合は固より有效なるも然らざる場合は無効なり
(二二號、六頁、三三、一一、大判)

三、金銭貸借に關し利率は制規の通りと爲したる場合に於ては其利率は明治十年布告利息制限法第二條の最高限に據るべき暗黙の意思表示ありたるものと爲すべきは普通の慣習なり
(二九號、八頁、三四、三、一五、東京地判)

四、利息制限法は金銭貸借の場合に限り適用を受くべきものとす
(六八號、二五頁、三四、一〇、二一、大判)

五、利息とは元本の使用の對價として債務者が債権者に支拂ふべきもの、謂にして利息制限法中にも特別の義務を有せしめんとすの法意顯はれざるを以て同法に所謂利息とは元本の使用の對價が金銭のみを指したるものにあらずるを推知するに足る
(八六號、二五頁、三五、四、一一、大判)

六、延滞の利息を以て元金とし將來之に利息を付する契約は利息制限法の規定に違背せざる場合に於てのみ有效なるものとす
(九〇號、二七頁、三五、五、一七、大判)

七、甲第一號證記載の利率制規の通りとは年五分の割

合を意味するものにあらずして利息制限法の認許する最高等に於ける利息を支拂ふの意義なりと解釋せざるべからず
(一三四號、一二頁、東京地判)

八、制限以外の利息を支拂ふべきことを契約するも其合意たる固より不法にして之に基き有效なる債務關係の成立すべきものにあらずるを以て斯の如き無効なる債務を以て消費貸借の目的と爲すも法律上何等の效力を生ずることなきものとす
(二五九號、一一頁、三七、一一、二〇、大判)

九、利息制限法第五條は民法施行以前に負擔したる債務にして其施行前既に延滞の責を生じたる部分の賠償額を定むるに付てのみ適用すべきものにして民法施行以後に生じたる金銭を目的とする債務の不履行に由る損害賠償の請求に付ては若し約定の利率ありて其額が法定利率に超過せる場合に在りては民法第四百十九條第一項但書及び利息制限法により其制限を越へざる程度に於て損害賠償を算定せざるべからざるものとす
(三五七號、一九頁、三九、四、二九、大判)

一〇、利息制限法第二條に元金百圓以下は一ヶ年に付き百分の二十とあるは元金百圓未満なるときは年利百分の二十の謂にして元金百圓に滿ちたるときは百分の二十の利息を付することを得ざる法意なりとす
(三五六號、一七頁、三九、四、二八、大判)

一一、當事者が協議上延滞せる制限外の利息を元金に組入るゝが如き契約と雖も利息制限法の規定に違背する時は其違背せる程度に於て無効たらざるを得ず
(三六七號、一五頁、三九、五、一九、大判)

出訴期限規則 新舊法比照 徴兵令

出訴期限規則

一、何時にても支拂を爲すべしとの契約は出訴期限法第四條に所謂期限の定めなき債權なり
 (七五號、一〇頁、三四、一二、二七、東京控判)

二、雇傭に基く給料を以て金錢債務の辨濟に充當したる場合に之を取戻すは給料の請求にあらざるを以て出訴期限法第三條第九號給料に關する法則を適用すべきものにあらす
 (八六號、一〇頁、三五、四、二三、東京控判)

三、出訴期限規則第三條第一號に期限を定めたる貸附米金とある期限は民法に所謂期限は勿論將來に於て一定の事實の發生するときは其期限を以て履行期限と定めたる場合も亦包含す
 (四三九號、七頁、四〇、七、四、長崎控判)

四、民法上の消滅時效なるものは權利消滅の一方方法として認めらるべきものにして消滅の推定法にあらざるを以て假令債務者に於て辨濟の事實を主張せざるも之を適用すべきものなれども之に反して出訴期限規則は一の證據規定にして辨濟の事實を證明するの責任を免れしむるものたるに外ならざるものなれば債務の成立を否認し辨濟の事實を主張せざる場合に於ては適用することを得ざるものとす
 (五三號、九頁、東京控判)

新舊法比照

一、或犯罪が舊法の下に其端を致し新法の下に繼續する場合と雖も新法の下に犯罪行為ある以上は單一なる犯罪として現行法たる新法を適用せざるべからず
 (一一五號、二五頁、三五、一一、二七、大判)

徴兵令

一、監視執行中のものと雖も現役兵入營期に於て監視の期限満了する者において兵役に入るに妨げ無きものなれば監視執行中の者は絶対に身體検査を受くる義務を免るゝものにあらず
 (一六號、九頁、東京控判)

國際法 狩獵法 供託法

國際法

一、領海の區域は三領なり
 (一一八號、一五頁、橫濱地判)

狩獵法

一、狩獵法違反の場合の犯罪供用の銃器は狩獵法第二十一條に依り沒收することを得ず
 (一〇七號、二頁、伊藤辯護士説)

二、明治三十四年法律第三十三號狩獵法第二十一條末段に沒收の明文を掲げたるは刑法第四十三條第二の明文を注意の爲め再示したるに過ぎざるが故に罪體は素より他人の所有物件は沒收することを得ず
 (一一一號、二六頁、一年有半生説)

三、狩獵法第二十一條には犯罪の用に供したる器具は沒收すとありて何等の制限無きも狩獵の用に供せし銃器を沒收するには犯人の所有に係る場合に限り犯人以外の者の所有に係る場合には之を沒收することを得ざるものとす
 (三七五號、六頁、三九三、五、長崎控判)

供託法

一、被供託者が供託者に對し供託を受諾したる時は其供託物は被供託者が之を受取るの權利を得而して被供託者が中央金庫より其供託物を受領せんとするに供託受領書を中央金庫に提出せざるべからず故に供託者は被供託者の受諾の通知ありたる時は直ちに被供託者に對し供託受領書を引渡す義務ある者とす
 (一一八號、一〇頁、三五、一二、二二、東京地判)

漁業法

- 一、漁業権の如きは行政官廳の許可に依りて取得するを得べき一種の權利にして民法の時効若しくは先占等に依り取得すべきものにあらず
(八三號、二六頁、三五、三、一七、大判)
- 二、漁業組合町村總代なるものは町村内に居住する漁業組合全員を代表するの權限を有せず
(九五號、七頁、三五、六、一一、東京地判)
- 三、海苔採取の爲め海面を使用することを特許せられたるときは他人は之を妨害するを得ざるを以て特許より生ずる權利は一種の私權たるを失はざるものとす從て之に關する訴訟は司法裁判所の管轄に屬すること又明なり
(九五號、八頁、三五、六、一〇、東京控判)
- 四、北海道廳令の定むる方式に適合せざる漁業願は支廳長に於て之を却下するも其處分は違法にあらず
(一〇〇號、二七頁、三五、二、一七、行政判)
- 五、漁業願の却下處分に付き法律上一定の期間無きを以て其處分遅延の爲め出願者に不利益を生ずることあるも之を以て其處分を違法なりと云ふを得ず
(一〇〇號、二七頁、三五、二、一七、行政判)
- 六、漁場の區域漁業權の範圍又は漁業の方法に付き漁業者間に争ひあるときは當事者は行政官廳に其裁判を申請すべきものなることは明治三十四年法律第三十四號漁業法第二十五條の規定に依り明らかたれば司法裁判所に向つて判決を請求すること能はざるものとす
(一三四號、八頁、三六、三、二四、東京控判)
- 七、新法律の制定に依り舊法則を變更若しくは取消され之が爲めに權利に消長を來たしたるときは縱しや舊法則の行はれし當時訴訟が權利拘束と爲り如何なる裁判所に繫屬中と雖も別に移り替はりの法の設け無き限りは其判決を爲す當時の法律に従ひ裁判を爲すを本則とす故に漁業法實施前に於ては司法裁判所の管轄に屬せしも同法實施後に於ては行政裁判所の管轄に屬すべきときは無訴權の理由を以て之を却下せざるべからず
(二〇〇號、二頁、三七、二、二九、大判)
- 八、漁場の區域漁業權の範圍若しくは漁業の方法が争ひの目的たる場合に於ける裁定は行政官廳の權に屬し其裁定は一の行政處分なり故に斯かる争議に關して國家の救済を求めんと欲する者は行政官廳に對して裁決を申請し其裁判に不服なるときは行政裁判所に出訴すべきものとす
(二六七號、七頁、氣仙沼區判)
- 九、漁業權は相續讓渡共有及貸付の目的とするを得るものなれば漁業權若しくは其共有持分を賃料を取りて他人に貸付する場合には民法の貸借と類似し居るが故に民法上の貸借の規定を準用するものなり
(四一六號、一〇頁、四〇、三、一六、大判)

取引所法

- 一、取引所法に所謂仲買人が他人より賣買の委託を受け取引所に於て取引を爲す場合は決して委託者の代理人として取引するにあらず取引の當事者たるものは委託者にあらずして仲買人自身なるを以て其取引に因りて直接に權利を行ひ義務を負担するものも亦仲買人なりとす
(二號、九頁、東京地判)
- 二、仲買人が取引所に於て賣買取引を爲したる場合に於て其取引に關し取引所に對し一切の責任を負ふものは獨り仲買人のみにして仲買人の委託者即ち客先きなるものは取引所に對し毫も責任を負はざること明なりとす從て取引所に於ける取引に關しては仲買人の委託者と取引所との間には何等の關係を生ずべきものにあらず
(一號、九頁、東京控判)
- 三、取引所の仲買人が委託者の承諾を得ずして轉賣若しくは買戻しを爲したる後委託者に對し其承諾を求むるも委託者が之を承諾せざるに於ては其轉賣若しくは買戻し委託者に對抗することを得ず此場合に於て仲買人が注文者をして初より賣建又は買建を爲すは商慣習の認むる所なり
(四四號、二五頁、三四、五、四、大判)
- 四、取引所仲買人は賣主又は買主の委託に依り其取引を爲す當時の相場若しくは指直に従ひ賣込又は買付を爲すものなるが故に同一の仲買人が賣主買主双方の行爲を攝行するも賣買の法則其他の法令に抵觸するものにあざざるを以て素より有効なりとす
(九一號、二六頁、三五、五、七、大判)
- 五、注文者と仲買人との關係は一種特別の關係なるを以て普通委任の法則のみに依り之を定むることを得ず從つて仲買人が注文者の意思に反して勝手に解合を爲したるときは仲買人は注文者に對して自ら履行の責に任ずべきものとす
(二〇一號、二五頁、三五、七、五、大判)
- 六、取引所仲買人は他人の注文に因りて取引を爲すときは其注文者との間に一種の委任關係を有すと雖も取引所に於ては自己の名義及び責任を以て取引を爲すものなるを以て取引所及び取引の相手方に對しては別箇の干係を保つものとす
(二八九號、一三頁、三八、五、三、大判)
- 七、取引所の仲買人が客の注文を受け乍ら其注文を正式に取引所に調べることを爲さずして注文者に對して之を調べるもの、如く報告し置き其後時宜に依り之を補充する行爲(俗に所謂「のみ」と云ふ)は公の秩序又は善良の風俗に反するものにあらず
(三三五號、二頁、三八、三、二六、大判)
- 八、株式定期取引所の仲買人が委託者より受取りたる證據金は取引の結果生ずることあるべき損失を擔保するものなり故に委託者が證據金代用として株券を仲買人に交付したるときは仲買人は該取引に因りて生じたる損失の補償あるまで該證據金の代用として受取りたる株券の返還を拒絶することを得べきは當然なり
(四七六號、一三頁、四〇、大阪控判)

訴訟法

一、村長の選挙に關しては法令に訴願及び訴訟を許す規定無きを以て之を許さず
(六九號、二六頁、三四、一一、二〇、行政判)

醫師法

一、醫行為は按摩術を包含せず
(一九四號、一六頁、三七、二、松江地判)

農工銀行法

一、農工銀行法第四十四條第三項但書の趣旨は監理官は其資格にて議決に加はることを得ずと云ふに過ぎずして株主たるの資格を以て株主の権利を行使する場合をも制限したるものにあらず
(六八號、一五頁、三四、一〇、二八、大判)

官吏

一、任官又は補職の効力は辭令又は通知を受けて始めて發生するものにして官報に依り本人が了知したりとするも其效力發生するものにあらず
(四五三號、七頁、四〇、九、一三、大判刑事部)
二、官吏の處置にして違法ならんには之れを國家の行爲と認むべからず既に國家自巳の行爲にあらずとせば其違法の處置の爲め或者の損害を惹起することあるも國家は之に對し賠償の責任を負すべきものにあらず
(一四四號、一五頁、大判)
三、官吏の違法行爲と雖も官吏の權限内の行爲に對しては國家は賠償の責任を負さるべからず
(一八四號、一二頁、松原法學士説)
四、官吏が公法上の行爲に關し故意又は過失に因りて一人に被むらしめたる損害を賠償するの責任は法規に特に規定ある場合の外其責任なしと論斷するを相當とす
(三三二號、五頁、大阪控判)
(三三八號、七頁、三八、一一、一九、大阪控判)
五、國家は特別の明文ある場合の外は其機關の公法に基きて爲したる行政行爲に付ては假令其取扱上不當若しくは過失の點ありて私人に損害を生ぜしめたることありとするも之が賠償の責任あるものにあらず
(四五三號、六頁、四〇、九、二〇、長崎地判)

官吏恩給法

一、官吏恩給法第十六條の規定は一般恩給請求に適用すべき規定なることは明文上疑ひ無きを以て一旦退官の後再び任官兼職の者に對しても尙之を適用すべき規定なりと解釋せざるべからず
(九三號、二二頁、行政判)
二、官吏恩給年限を計算するに當り退官及再任が同月中に行はれたるも其ヶ月を重複に計算して二ヶ月と爲すべきものにあらず
(一〇一號、二六頁、三五、四、二六、行政判)

録要決判

諸布告

明治六年布告第十八號
一、明治六年第十八號布告第九條は町村戸長の奥書並に割印無きときは公證の効を生ぜざるものと解釋すべきものとす

府縣稅賦課方に就て
一、府縣内の甲村に本籍を有し一月を構へたるものが乙村にも又一月を構へ家族の一部を寄留せしめたる場合に於て甲乙兩村が其全財産を標準として府縣稅戶割割を賦課するは不法なりとす

明治二十六年大藏省令第二十號
一、明治二十六年大藏省令第二十號は金銀及有價證券の受渡しは必ず金庫に於て取扱はざるべからざる旨を規定したるに非らずして取扱官廳に於ては或は金銀又は有價證券の現品を自ら受渡したる上其官廳より之を金庫に寄託する事を得べく或は納付者をして現品を金庫に寄託せしめ金庫の保管證書を差出さしめ以て納付の手續を終了することを得べき規定なり

明治十一年司法省達第九號
一、明治十一年司法省達第九號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

諸布告

の附隨として設けられたる訓示の規定なれば右主たる出訴期限と同時に廢止せられたるものと見るを相當とす

町會議員失職決定の當否
一、縣知事が縣を代表して民事訴訟を爲すに付ては特別の法規あらざるを以て其所屬の官吏を指定して之が代表を爲さしむることを得ず

行政處分に依る被處分者が直接若しくは間接に行政行為の取消又は變更を求め又は同行爲に依り私法上の權利を侵害されたりと主張する如き訴訟にあらずして被處分者以外の者が其行爲に因り私法上の權利を侵害されたりと主張する如き訴訟は其原因とする所私法關係にあるを以て其性質民事訴訟なるに因り法令を以て特に之を司法裁判所の權限より除外せざる以上は司法裁判所に於て之を受理裁判すべきは當然なり

明治十三年太政官布告第十七號
一、明治十三年太政官布告第十七號に規定せられある特種の稅目は法律上特に規定せられざる以上は其稅目に依り何人に賦課するも差支無し

僧侶任免黜陞に關する裁判籍
一、僧侶の任免黜陞に關する事項は民事として通常裁判所に於て裁判すべきものにあらず

明治六年第三十六號布告の年齡計算方
一、明治六年第三十六號布告に従ひ年を數ふるには月を以てすべく日を以て數ふべきものにあらず

山役米は正税と云ふを得ざるの件
一、山役米は土地其ものに對する租稅にあらざるを普

録要決判

通とす故に他に立附無き限りは之を以て直に正稅なりと云ふを得ず

明治八年布告第百二號
一、明治八年布告第百二號は金銀以外の貸借に適用すべきものにあらず

明治八年布告第百二號
一、明治八年布告第百二號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

一、教部省達第四十五號
一、教部省達第四十五號は寺院の不動産に對し抵當權を設定する場合に關する規定にして單純なる債權の效力に關する場合に適用すべきものにあらず

明治十年布告第四十三號
一、明治十年布告第四十三號は所謂檀家と協議すべき規定の趣旨は寺院と檀家との内部關係を規定したるに過ぎざれば縱令檀家との協議無かりしとするも外部關係貸借をも無効とするを得ず(同上)

一、明治十年布告第四十三號
一、明治十年布告第四十三號は所謂檀家と協議すべき規定の趣旨は寺院と檀家との内部關係を規定したるに過ぎざれば縱令檀家との協議無かりしとするも外部關係貸借をも無効とするを得ず(同上)

一、明治十一年司法省達第九號
一、明治十一年司法省達第九號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

一、明治十一年司法省達第九號
一、明治十一年司法省達第九號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

一、明治十一年司法省達第九號
一、明治十一年司法省達第九號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

一、明治十一年司法省達第九號
一、明治十一年司法省達第九號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

一、明治十一年司法省達第九號
一、明治十一年司法省達第九號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

一、明治十一年司法省達第九號
一、明治十一年司法省達第九號は金銀貸借の保證人に關するのみ適用すべき規定にして金銀以外の貸借に關する保證人に對して適用すべきものにあらず故に本件鹽油等の消費貸借に本號を適用することを得ず

諸布告

諸布告

法例

一、司法裁判所は公法上の權利に關しては法令に別段の規定ある場合の外裁判を爲すの權限を有せず從て議員の歳費の強制執行の目的となり得ることは民訴に別段の規定ありと雖も此權利の有無の確定に付き司法裁判所に訴を提起することを得ることに關しては何等法令の存するものなし

(三〇號、八頁、東京地判)

二、瑞西國法にありては土地の上に設定したる抵當證書中には其上に存在せる家屋も共に抵當權の目的として當然含蓋せらるゝことは抗告人提出に係る同國領事の認證せる法律の證明に徴し明かなれば同法の支配を受くべき者の間に於て特に別段の意思表示を爲さざる場合には當然同法に依るの意思なりしものと解釋せざるべからず

(六四號、一頁三四、一一、九、橫濱地決)

三、國領の海面使用に關しては行政官廳の許可を受け初めて公然之を使用する權利を得るものにして之を許可するは行政官廳の職權に屬す而して何人も其許可を受け使用するものに對し制肘を容るゝことを得ざるものとす

(七二號、二五頁三四、一二、一、大判)

四、凡法を解釋するには強制的解釋と學理的解釋とあり強制的解釋とは立法者自ら或法規の意義を確定することを謂ふ即ち法の威力を以て定むる解釋なるに依り其解釋の當否如何に拘はらず他の一般法律に同じく絶對的強制力を有するものなり學理的解釋とは裁判官又は學者其他の一個人が任意の考究に依りて爲す所の解釋を謂ふ固より強制力を有するものにあらず

らず唯其解釋を爲す人の學識技能に依りて實際著大なる勢力を有することあるのみ

(四五〇博士の法規解釋七三號、二頁)

五、公路を妨害せざることは公法上の問題にして私權にあらざる依つて公道に妨害物を置かれ通行を害せられたりとするは公權を害せられたるものにして私權を害せられたるにあらざるを以て司法裁判所の管轄に屬すべきものにあらず

(四五〇號、一三頁、稻村氏説)

徴發に因る賠償請求權

一、徴發に因る賠償請求權は國家合法の權力行爲を原因として發生する公法上の債權にして彼の不法行爲を原因とする私法上の損害賠償請求權とは全然其性質を異にするものなるが故に特別の明文あらざる限り普通裁判所に斯る權利救済を與ふるの權限無きものとす

(四二〇號、八頁、大阪地判)

戸數割賦課

一、戸數割なるものは戸主家族本籍寄留を問はず毎月の現住者即ち宿を異にして居を占むる者に對し賦課徴収すべきものなり故に若干の賄料を支辨して他人方に同居滞在するに止まる者には賦課すべきものにあらず

(二〇號、一〇頁、三七、四、二五、六行政判)

(三三三號、一六頁、三八、一一、二九、行政判)

二、戸數割は旅人宿に若干の宿料を支拂ひ宿泊滞在するが如き人に課することを得ず

(四三六號、一四頁、四〇、五、一〇、行政判)

三、出訴期限を経過せる訴訟は受理すべきものにあらず

(二六二號、一二頁、三七、一二、五、行政判)

判 決 要 錄 終

明治四十一年八月二十日印刷
明治四十一年八月廿三日發行

定 價 金 壹 圓 五 拾 錢

著 者

池 田 吉 太 郎

發 行 者

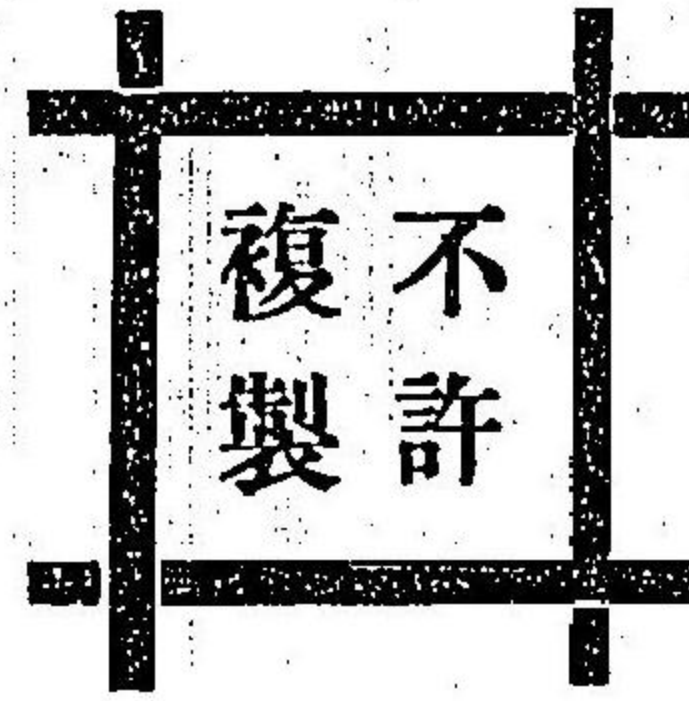
山 川 金 五 郎

印 刷 人

守 岡 功

印 刷 所

光 社



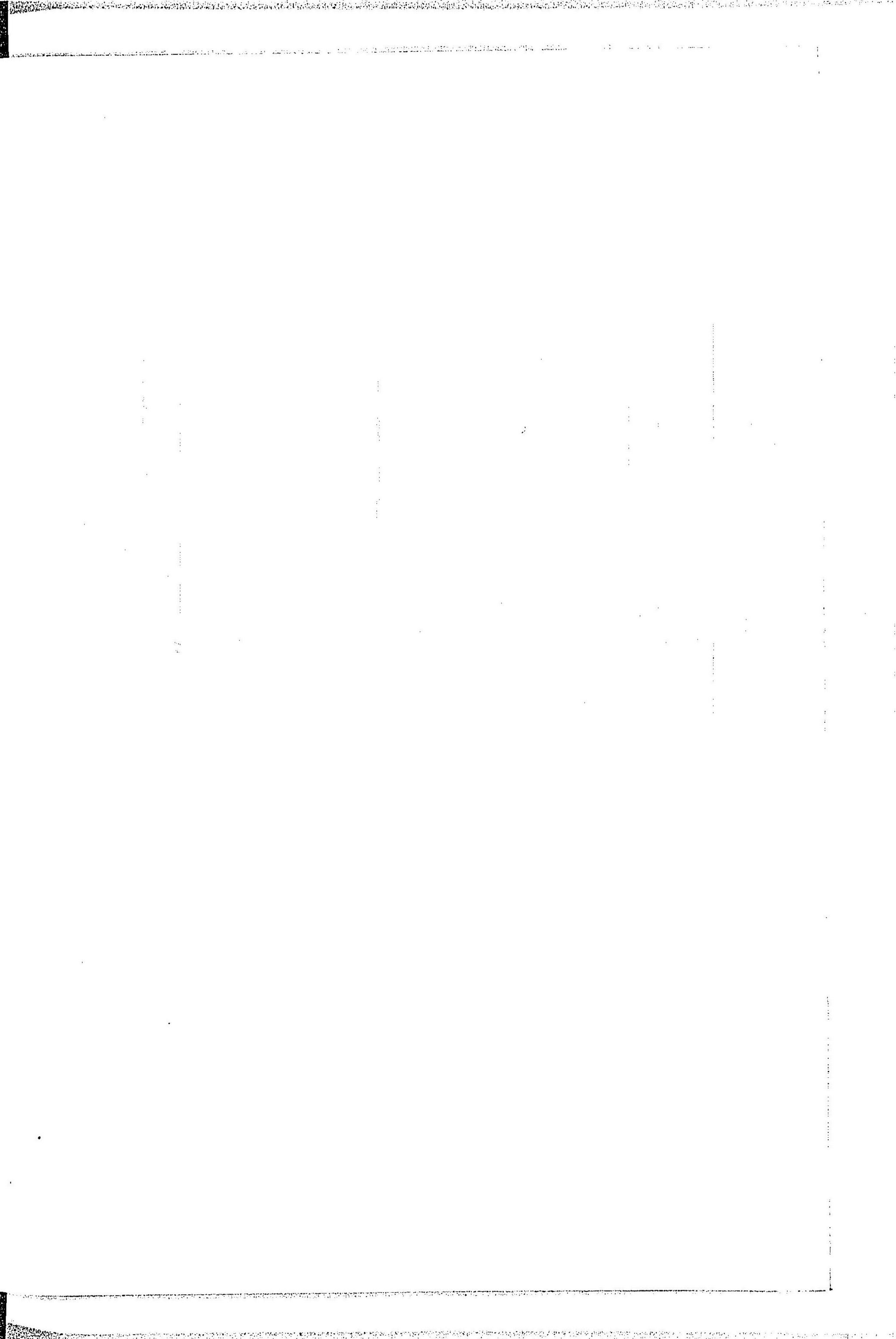
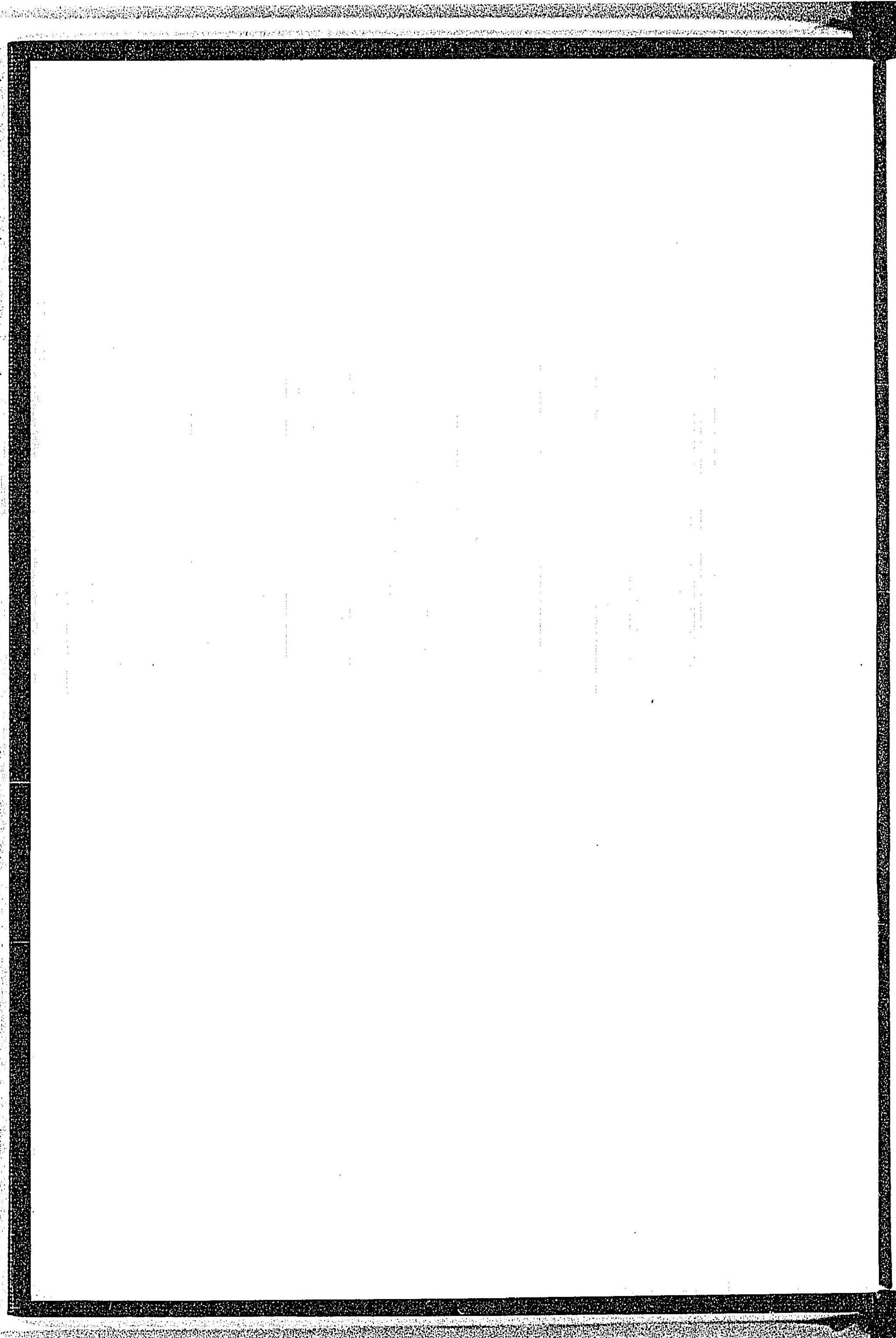
發 行 所

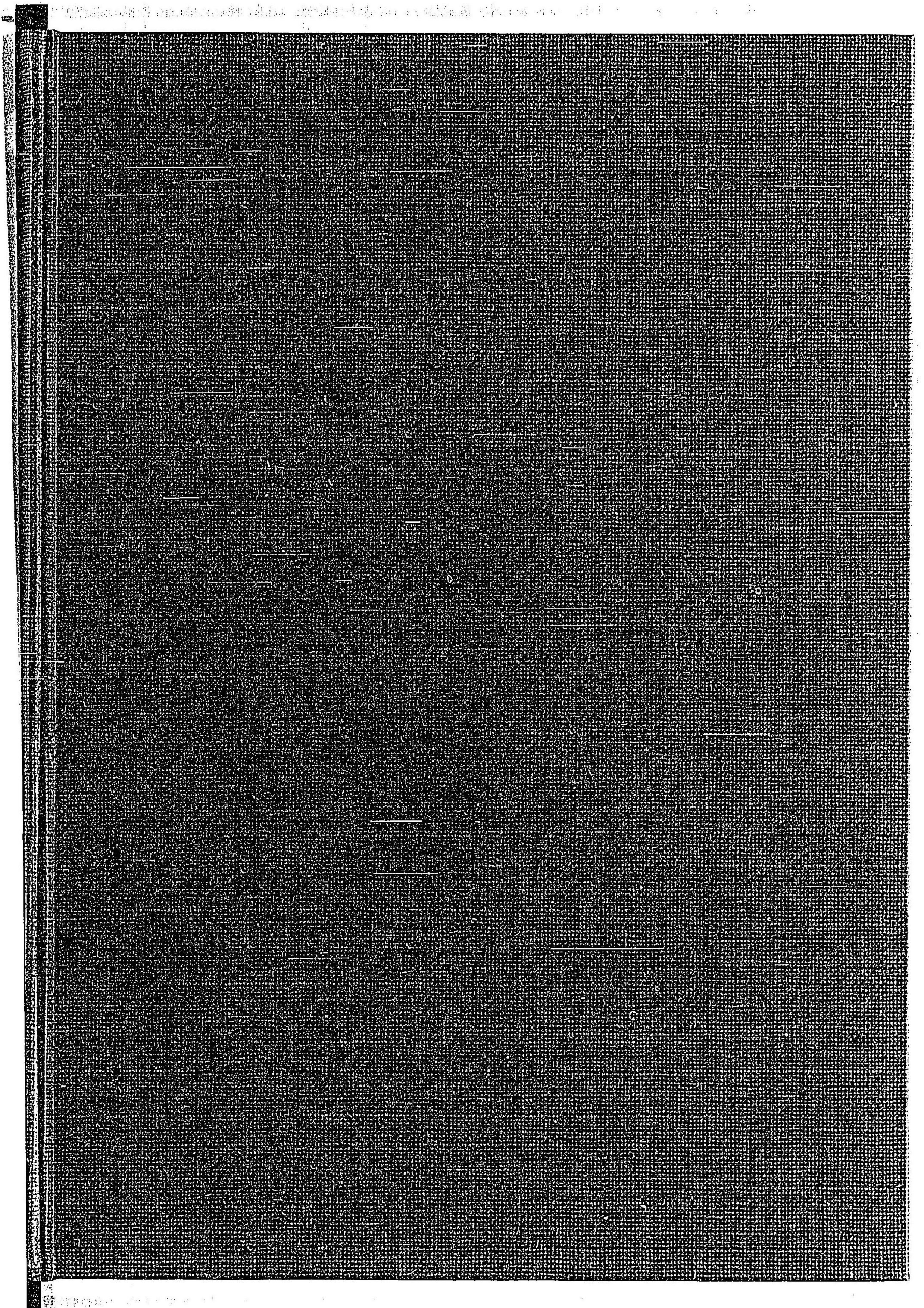
法 律 新 聞 社

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

東京市築地二丁目廿一番地
株式會社 光 社

472E 30





036584-001-6

CZ-2113-8

判決要録

法律新聞社

M41-T1

BBR-0755



